

岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の見直し素案に 対する意見聴取結果と修正案について

岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）の見直しについて、昨年11月に素案を公表し、パブリック・コメント等を踏まえ、このたび、修正案を取りまとめた。

1 パブリック・コメントの実施結果

- (1) 実施期間 令和6年11月20日～12月19日
 (2) 件数、内訳 47件（15人、1団体）

分 野		件 数
全 般		2
第1章 基本的事項		
第2章 環境を取り巻く情勢と課題		7
第3章 目指す姿		1
第4章 具体的な取組		
基本 目標	I 気候変動対策（緩和・適応）の推進	8
	II 循環型社会の形成	10
	III 安全・安心な生活環境の保全と創出	1
	IV 自然と共生した社会の形成	14
横断 的な 視点	I 環境の未来を支える担い手づくり	2
	II 環境の未来を創る経済振興	2
第5章 計画の進め方		

2 主な意見の概要と県の考え方

【全 般】

No.	意見の要旨	県の考え方
1	生き生きプランとの関連性の記述があった方がよい。	御意見を踏まえ、改訂版として公表する冊子では、生き生きプランと本計画との関連性について図表等でわかりやすくお示しします。

【第2章 環境を取り巻く情勢と課題】

No.	意見の要旨	県の考え方
2	世界各地で豪雨や干ばつが多発している。「河川の流域治水を進めること」や「大雨が予想される時点での“ダムの事前放流”を行うこと」等を加筆するべき。	第4章具体的な取組「基本目標Ⅰ」において、自然災害に対する適応の取組（素案25ページ）として、雨水貯留浸透施設の整備や用水路の事前水位低下など、流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を推進することについて記載しております。

【第4章 具体的な取組】

No.	意見の要旨	県の考え方
3	<p>【太陽光発電の導入促進】</p> <p>促進の一方で、廃棄処分についてはどうするか、2030年度問題は棚上げか。</p>	現在、国において太陽光発電設備のリサイクル制度構築に向けて議論が進められていることから、国の検討結果を踏まえて対応していく必要があると考えています。
4	<p>【食品ロス削減の推進】</p> <p>環境施策としては事業系の未利用食品の発生をゼロにする取組を進めることが必要である。フードバンクは福祉施策の中で実施されるべきであって、エコビジョンの主要施策とすべきものではない。</p>	「おかやまフードトリップ」は、フードバンクの支援施策ではなく、食品ロスの削減に取り組むたいと考えている事業者を後押しする取組であり、その趣旨がわかるよう表記を修正します。引き続き、未利用食品や災害備蓄品等の提供をきっかけとして、多くの事業者に食品ロス削減に取り組んでいただけるよう周知に努め、事業系食品ロスの削減を推進してまいります。

5	<p>【化学物質環境モニタリングの実施】 環境モニタリングが必要な「化学物質」が何を示すのか不明確なため、対象を示してほしい。更にその中に有機フッ素化合物を加えて十分な対策を記載すべきだ。</p>	<p>化学物質環境モニタリングは、内分泌かく乱作用の疑われる物質や残留性有機汚染物質のうち、PFOS・PFOAなど20項目について、公共用水域等の調査を実施しており、岡山県環境白書や県ホームページで全項目の調査結果を公表しております。なお、調査対象物質については、国際的な化学物質の廃絶等の動向（POPs条約対象物質の改定等）を踏まえ、3年毎に見直しを行っております。</p> <p>PFASについては、国が示した対応の方向性や手引きに基づき、公共用水域の調査を継続して行い、暫定指針値超過が確認された場合には、排出源の特定のための調査等を実施しておりますが、現在国において、科学的・技術的知見のさらなる充実が図られているところであり、その動向を注視することとしております。</p>
6	<p>【生物多様性の保全】 素案16ページに記載している自然と共生した社会のイメージの記載と比較すると「国との連携」しか記載されておらず、バランスに欠けるので、市町村や企業等との連携についても明記して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、市町村や企業、県民との連携について追記します。</p>

7	<p>【環境学習の機会の提供】</p> <p>努力目標が20,000人以上になっていて、現状に比べ努力目標が少ない。普通は努力目標が現状を超えるように設定するものだと思う。</p>	<p>環境学習については、毎年度一定数の方に環境学習の機会を提供することを継続していくことが重要であると考えており、近年の実績を踏まえて、20,000人以上／年度の水準を維持することを目標として考えています。今後とも「出前講座」と「エコツアー」の2つの事業を軸として、持続可能な形で事業を継続していきたいと考えており、継続的に質の向上を図るなど、力強く取組を進めてまいります。</p>
---	---	--

3 修正案の内容

- (1) 修正箇所 別添新旧対照表のとおり
- (2) 修正案 別添のとおり

4 今後のスケジュール

- 令和7年2月 環境審議会答申、計画改訂
常任委員会へ報告
- 3月 公表

意見の概要と県の考え方

【パブリック・コメント】

全般（2件／2人）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	生き生きプランとの関連性の記述があった方がよい。	御意見を踏まえ、改訂版として公表する冊子では、生き生きプランと本計画との関連性について図表等でわかりやすくお示しします。
2	全体として「岡山県らしさ」「岡山県だから」を強調できるエコビジョンにすべきだと思います。90%ほどの県でも適用できるような内容では、岡山県民が、希望を持てる2030年になりそうにありません。	環境を取り巻く世界の情勢や国内・県内の現状を把握し、その課題に対応するため、計画の見直しを行っているところです。 今回の見直しでは、2050年カーボンニュートラルに向けて、コンビナートの脱炭素化・高効率化を推進することとしており、また、瀬戸内海のごみの多くは、内陸部で発生した生活系のごみであることから、市町村や経済団体等と連携し、海ごみの削減を一層進めることとするなど、岡山県の実情に合わせた取組を盛り込んでおります。

第2章 環境を取り巻く情勢と課題（7件／4人）

番号	意見の要旨	県の考え方
3	<p>【1 世界の情勢と課題（1）気候変動】</p> <p>最終行「COP29」の記載に関連して、この部分の記載は「令和6（2024年）年開催予定のCOP29では、（中略）活発な議論が交わされる見込みです。」となっています。既にこの会議は終了していることから、この表現は改めるべきです。日本政府がCOP29に温室効果ガス削減の新たな目標値として「35年度までに13年度比60%減、40年度までに73%減」を示したとの報道</p>	意見照会を行った際には、COP29が開催中であったことから、本文を修正します。温室効果ガス排出量の削減目標については、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する「岡山県地球温暖化対策実行計画」において定めていますが、国の地球温暖化対策計画の改定など、今後の国の動向を注視した上で、同計画に削減目標を定める予定です。

	<p>があります。この目標値の是非については色々な議論があると承知していますし、国の目標との整合性を取る意味からも、今の時点で岡山県の新たなGHGの削減目標値を示すことが今回の「見直し素案」に記載することは困難であるとは推察しますが、「今後の国の動きを注視しながら、岡山県としても新たなGHG削減目標を早急に示す」というような記載は必要と考えます。しかし、温暖化実効計画に示されているGHG2030年削減目標39.3%の大幅な見直しは必要となると考えます。</p>	
4	<p>【1世界の情勢と課題（2）生物多様性の低下】 下から13行目、一人一人 ⇒ 一人ひとり</p>	御意見のとおり修正します。
5	<p>【2国内の現状と課題（3）頻発する大規模な豪雨災害】 記載のように気候危機と呼ばれる状況にあって、日本を含め世界各地で豪雨や干ばつが多発していることは周知のとおりです。しかし「環境保全の取組を含む（中略）大規模災害のリスクや備えを念頭に進めていく・・・」とされている点では記載が不十分であるように感じます。 少なくとも「河川の流域治水を進めること」「大雨が予想される時点での“ダムの事前放流”を行うこと」「内水氾濫対策」などの加筆は必要です。環境企画の“担当”ではないとは思いますが、県民の生命・財産の保持を最低限進める上で、考え得る施策の実現を諮ることの表明があつて然るべきと考えます。</p>	<p>第4章具体的な取組「基本目標Ⅰ」において、自然災害に対する適応の取組（素案25ページ）として、雨水貯留浸透施設の整備や用水路の事前水位低下など、流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を推進することについて記載しております。</p>

6	<p>【2国内の現状と課題●地球温暖化対策計画と気候変動適応計画】</p> <p>実績等はできるだけ最新のを例示するのが良いと思います。</p>	<p>図「我が国におけるCO2排出量の部門別の推移」については、最新のものに変更します。</p>
7	<p>【3県内の現状と課題】</p> <p>今回の“見直し素案”を読み進んでいるのですが、「グリーンカーボン」「ブルーカーボン」の語句が見当たりません。私の読みが浅いのでしょうか。</p> <p>「GHGの排出抑制」については多くのページを割いて記載されておりますが、CO2の吸収を進める上で欠かせない“陸上植物の保全・育成”と“海の植物相の保全”は当然記載されて然るべきだと思います。記載は専ら植物の“景観”や“潤い”若しくは“バイオ燃料”面に多いのですが、CO2の吸収を進める上での植物の役割の記載は欠かせません。更に、それらを進める上での「目標」も明記すべきと考えます。</p> <p>他の地域（例えば山口県周南市）で行われて成果を得ている「ブルーカーボンのクレジット事業」などが知られています。それらを参考にした計画策定が求められます。このことは、水島コンビナートCNネットワークの課題とも連携できると考えます。</p>	<p>「グリーンカーボン」の語句は使用しておりませんが、第4章の基本目標Ⅰの『公益的機能を高めるための森林整備の推進』や『県民参加による森づくりの推進』等にその趣旨を記載しており、指標として再造林面積や森づくり活動への参加企業数を設定しているところです。</p> <p>「ブルーカーボン」については、第4章の基本目標Ⅲの『沿岸域の環境の保全、再生及び創出』において、ブルーカーボン生態系であるアマモ場等の保全及び再生の取組支援について記載しています。</p> <p>なお、ブルーカーボンのクレジット事業については、藻場のCO2吸収量を算定するための調査に多額のコストがかかることや、現時点では国内の温室効果ガス排出量算定制度の対象とならないことから、今後の国の動向等を注視してまいります。</p>
8	<p>【3県内の現状と課題（2）循環型社会の形成】</p> <p>岡山県産業廃棄物処理税がP11にあります。もう少し説明を加えた方がよい。できれば、第5章計画の進め方での記述がよい。</p>	<p>第5章は、計画の推進体制など計画全体の進め方について記載している章であることから、御意見も参考に、第2章の内容を修正します。また、改訂版として公表する冊子の用語集においても説明することとします。</p>

9	<p>【3県内の現状と課題（4）自然と共生した社会の形成】</p> <p>素案13ページ10行目 …自然公園など本県の豊かな自然を維持・保全するとともに…</p> <p>県の「自然保護センター」「森林公園」を意味するのでしょうか？訪れたことありませんが、適切な施設設備の管理、魅力発信だけで「自然と共生した社会の形成」が図られるのでしょうか？具体的な施策の中で検討が必要かと思います。</p> <p>「（ウェルビーイングの）あるべき姿」を示す、もしくはその中での位置づけが不明です。</p>	<p>自然公園は、優れた自然の風景地を保護し利用増進を図るため、国と県が指定するもので、県内には、自然公園として、2つの国立公園、1つの国定公園、7つの県立自然公園があります。県土の約11%に及ぶ公園区域内には、県民が自然と触れ合えるよう、歩道や展望台等が整備されており、県自然保護センターや県立森林公園だけにとどまりません。</p> <p>自然と共生した社会を形成していくためには、県民の自然に対する理解が不可欠であり、自然公園は、自然との触れ合いの中で理解を深められる格好の場であるため、より多くの人々が自然公園を利用するよう、適切な施設管理や魅力発信の必要性を課題として記載したものです。なお、目指す姿については、第3章に改めて記載しています。</p>
---	--	---

第3章 目指す姿（1件／1人）

番号	意見の要旨	県の考え方
10	<p>【1目指す将来の姿】</p> <p>「（ウェルビーイングの）あるべき姿」を示す、もしくはその中での位置づけを図解か表で示す方が分かりやすいでしょう。これで岡山県に住みたい、岡山県人で良かった、幸福度・ウェルビーイング/高い生活の質…の内容かどうかはわかりにくいです（具体的でないからかも）。現状の延長で、大きく考え方が変換する、そして新たな成長という視点が薄いようです。</p>	<p>御意見を踏まえ、目指す姿の具体的なイメージを、改訂版として公表する冊子において、図表等でお示しすることとします。</p>

第4章 具体的な取組

基本目標Ⅰ 気候変動対策（緩和・適応）の推進（8件／3人）

番号	意見の要旨	県の考え方
11	<p>【情報の発信と地域資源を活かした取組の推進】</p> <p>数値目標には、実数と概数があるので、5,116は、5,100ないし5,200の方がよいのではないかと。</p>	<p>数値目標については、各重点プログラムにおける個別の状況や過去の実績等を踏まえ設定しているところであり、一律に概数にすることは考えておりません。</p>
12	<p>【太陽光発電の導入促進】</p> <p>促進の一方で、廃棄処分についてはどうするか、2030年度問題は棚上げ？</p>	<p>現在、国において太陽光発電設備のリサイクル制度構築に向けて議論が進められていることから、国の検討結果を踏まえて対応していく必要があると考えています。</p>
13 ～ 16	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <p>【市町村の脱炭素化の支援】</p> <p>【公益的機能を高めるための森林整備の推進】</p> <p>【県民参加による森づくりの推進】</p> <p>岡山県の里山の特徴として、多様な地形が混在しており土地利用のモザイク性が高いことから、里地里山に特徴的な種が多数生息している。</p> <p>また、岡山県は他地域に比較して自然災害が少ないといわれているが、近年河川の氾濫や土砂災害などの大規模自然災害の発生リスクが高まっている。</p> <p>その一つの要因として里山に多く存在する竹林が高齢化・少子化の影響で管理の低下、放置が問題になっている。竹林の二酸化炭素の吸収・炭素の固定は優れている報告もあるが、管理が低下してきている竹林はその効果が限定されていると考える。自治体・NPOが管理低下、放置</p>	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <p>【公益的機能を高めるための森林整備の推進】</p> <p>【県民参加による森づくりの推進】</p> <p>荒廃した竹林を適切に整備・保全し、里山の持つ公益的機能の回復を図るため、森林ボランティア団体等の自主的な活動への助成や、市町村等による森林所有者が管理を放棄した里山林整備への助成を行っているところであり、引き続き、こうした支援を通じて、快適な生活環境と災害に強い森林へ誘導する取組を進めてまいります。</p> <p>なお、竹の再生可能エネルギーへの利用については、燃焼時の技術的な課題や、空隙の多さなど竹の特徴からチップ化までのコストが高額になることなどにより、現時点では実現が難しいと考えています。</p>

	竹林を雑木林・再生可能エネルギー設備用地として転換し確実に計算できる気候変動対策・エネルギー促進を図るとともに、自然との共生のため治水林として管理することを提案します。	【市町村の脱炭素化の支援】 県としては、地域の特性や資源を活かした再生可能エネルギーの導入について、市町村をはじめ様々な主体と連携し取組を進めてまいります。
17	【地域ぐるみで進める再生可能エネルギーの導入】 再生可能エネルギーの導入による地域の課題解決を図るとは？どういうことでしょうか。	エネルギー自給率や地域レジリエンス(災害に対する強靱化)の向上などを地域の課題ととらえている市町村の取組を支援することとしています。御意見を踏まえ、本文をわかりやすく修正します。
18	【省エネルギー型機器等の普及拡大】 【市町村の脱炭素化の支援】 市町村の数の目標は、27より全市町村の方が分かりやすいのではないかと。	「全市町村」にすると、市町村数がわかりにくいため、原文のとおりとします。

第4章 具体的な取組

基本目標Ⅱ 循環型社会の形成（10件／5人）

番号	意見の要旨	県の考え方
19 20	<p>県が、有害廃棄物の基準の設定理由の理解や認識が甘いのは、現行のエコビジョン2040において、廃棄物関係施策とSDGsの「ゴール3：すべての人に健康と福祉を（ターゲット3.9：2030年までに、有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。）」が全く紐づけられていないことから明らかです。</p> <p>リサイクルや食ロス対策も大切ですが、命や健康の方がもっと大切です。有害な廃棄物による土壌・地下水汚染や健康被害への社会的関心が高まっている中で、今回の改定では、「循環型社会の形成」の中に有害廃棄物対策について十分に記</p>	<p>有害物質であるPCBをはじめ、特に取り扱いに注意が必要な特別管理産業廃棄物等の廃棄物については、「産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導」や「PCB廃棄物の計画的な処理の推進」にあるとおり、排出事業者や処理業者への指導等を通じて、適正処理を確保してまいります。</p> <p>なお、SDGs（ゴール3）との紐づけについて、素案段階では示されておりませんが、御意見も参考に検討してまいります。</p>

	<p>述を加え、廃棄物の適正処理が健康と福祉（SDGsのゴール3）に密接に関係していることであると、県も改めて認識してくださるよう、どうか心からお願いいたします。</p>	
21	<p>【「おかやま・もったいない運動」の推進】</p> <p>「もったいない」の3Rに、「岡山エコ製品」「岡山エコ事業所」がどう結びつくか不明です。また現状ではメルカリしかり、「リユース」は進んでいるのでは？3Rをひとくくりにする時代は変化しているのでは？</p>	<p>県では、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを端的に表す「もったいない」をキーワードとした啓発活動を県内各地で行うとともに、岡山県エコ製品や岡山エコ事業所の認定等を通じて、環境にやさしい企業の取組を推奨してきたところであります。</p> <p>今後、3Rの取組が民間を中心にさらに広がっていくなど状況の変化はあると思いますが、こうした取組が県内に定着するよう、引き続き、廃棄物の減量化・リサイクルなど、県民・事業者の意識醸成に努めてまいります。</p>
22	<p>【食品ロス削減の推進】</p> <p>既に、物価高騰により未利用食品の発生量が減少し、フードバンクの窮状が報道され始めている状況であるが、その一方で、環境施策としては、事業系の未利用食品をゼロにする取組を着実に進めていくことが必要なはずであり、それを目指すのであれば、フードバンクは、食ロス対策ではなく善意の福祉施策（弱者支援）の中で実施されるべきであるので、エコビジョンの主要施策とすべきものではない。つまり、食ロス削減という環境施策とフードバンクという弱者支援施策は本質的には相容れない施策である。</p>	<p>「おかやまフードトリップ」は、フードバンクの支援施策ではなく、食品ロスの削減に取り組みたいと考えている事業者を後押しする取組であり、その趣旨がわかるよう表記を修正します。引き続き、未利用食品や災害備蓄品等の提供をきっかけとして、多くの事業者に食品ロス削減に取り組んでいただけるよう周知に努め、事業系食品ロスの削減を推進してまいります。</p>

	<p>企業は収益アップを目的としてITやAI技術で事業系の未利用食品の発生量そのものをゼロに向けて削減する取組を進めている。「どうしても未利用食品が出るからマッチングサービスでフードバンクにつなぐ」という甘い発想は、豊か過ぎた時代の発想であり、理念なきその場しのぎの施策である。そのような施策を前面に出して一時的にしのごようなことをすれば、フードバンクの基盤自体が弱体化していく。</p> <p>県は、今後、ますます、弱者支援の善意の福祉施策としてフードバンクへの支援を、理念をもって本気で取り組まなければならないようになってくるはずである。</p>	
23	<p>【リサイクル関連法の周知・徹底】</p> <p>一廃の排出抑制96.7%の根拠、分母分子を示すべき。</p> <p>資源循環の姿が見えない。</p> <p>産廃の排出抑制・資源化95.9%の根拠、分母分子を示すべき。普通ならこれだけでできていれば上等では？ 努力目標が「100%」なら別だけど。</p>	<p>今回の見直しに当たっても、現行計画と同様に、（一般廃棄物・産業廃棄物）排出抑制・資源化率の算定式を用語集に記載する予定です。</p> <p>指標は、基準年度である平成17年度の排出量と当該年度の埋立処分量から算出するものであり、発生抑制、再使用及び再生利用が進むことにより、埋立処分量が減少することから、当該指標を通じて、資源循環の状況等についても間接的に把握できるものと考えております。</p>
24	<p>【産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導】</p> <p>【不法投棄等の根絶と環境美化の推進】</p> <p>プログラム区分【不法投棄等の根絶と環境美化の推進】は必要ですか？違反すれば許可取り消し、事業活動に関わるので故意に違反行為をすることは少ないはず。従来からの考えを転換すべきでは？</p>	<p>これまでの取組により、大規模な不法投棄事案は少なくなっているものの、根絶には至っていないことから、引き続き、監視・指導を強化し、不法投棄等の防止と早期発見に努めてまいります。</p>

	<p>実際（県から市からは不明ですが）、事業所に訪問しても、名乗らずかつ産廃の法律知識を持っていない人がいると聞いています。監視・指導する人の教育は必要。</p>	
25 ～ 27	<p>【PCB廃棄物の計画的な処理の推進】</p> <p>「PCB廃棄物の保管・処分状況を把握し、・・・処分期限までの処分を指導」とあるが、低濃度PCB含有電気機器については、2027年3月の処理期限が差し迫っている状況であり、PCBに関する記述もこれが最後の機会となるはずであるが、各事業者はPCB濃度の分析をしなければ処分方法の判断すらできないのであるから、「分析の徹底による微量PCB汚染電気機器の確実な掘り起こし」に関する具体的な記述など、もっと危機感・切迫感を持って記載すべきである。</p>	<p>本計画では総括的に記述していますが、PCB廃棄物については、個別計画である「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき処理を進めているところであり、処理期限が迫っている低濃度PCB廃棄物については、保管事業者等に対し、期限内に確実に処理を完了するよう、指導してまいります。</p>
28	<p>【農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進】</p> <p>農業用肥料のプラスチック被覆肥料の被膜殻の河川への流入に関して、代替肥料はあるものの進まないのは、割高であり助成金の検討が必要では。</p>	<p>代替肥料の価格は、プラスチック被覆肥料と同程度ですが、現地実証の結果から、現在の代替肥料では、早生品種で収量は同等であることに対し、中生、晩生品種は若干の減収となるため、関係機関と連携し、追肥の技術対応など、品種に応じた普及拡大を進めてまいります。なお、肥料製造業者において、こうした課題に対する改良が進められていると聞いております。</p>

第4章 具体的な取組

基本目標Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出（1件／1人）

番号	意見の要旨	県の考え方
29	<p>【化学物質環境モニタリングの実施】</p> <p>ここでいう環境モニタリングが必要な「化学物質」とは何を示すのか不明確です。</p> <p>本編の「ECO VISION 2040」にもその項目は見当たりません。目標を15から16にすると記載するのであれば“何が対象となるのか”示してください。更にその中に有機フッ素化合物を加えて十分な対策記載すべきです。</p> <p>有機フッ素化合物（以下PFAS）には4000種類以上あることが知られており、その撥水性・撥油性や耐熱性や化学的安定性を利用して無数の製品に使われているのですが、人の健康被害も明らかになってきています。化学構造が脂肪酸と類似しているものもあり、人の代謝異常を起こすことや胎児の染色体異常を引き起こすことも知られています。県内では吉備中央町で深刻な事態が発生しているわけで、この対策の記述が無いことの方が無責任であると断じざるを得ません。</p>	<p>化学物質環境モニタリングは、内分泌かく乱作用の疑われる物質や残留性有機汚染物質のうち、PFOS・PFOAなど20項目について、公共用水域等の調査を実施しており、岡山県環境白書や県ホームページで全項目の調査結果を公表しております。なお、調査対象物質については、国際的な化学物質の廃絶等の動向（POPs条約対象物質の改定等）を踏まえ、3年毎に見直しを行っております。</p> <p>PFASについては、国が示した対応の方向性や手引きに基づき、公共用水域の調査を継続して行い、暫定指針値超過が確認された場合には、排出源の特定のための調査等を実施しておりますが、現在国において、科学的・技術的知見のさらなる充実が図られているところであり、その動向を注視することとしております。</p>

第4章 具体的な取組

基本目標Ⅳ 自然と共生した社会の形成（14件／9人・団体）

番号	意見の要旨	県の考え方
30 ～ 31	<p>生物多様性保全の推進には、県と市町村が連携する必要があるが、生物多様性基本法第13条において、「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多</p>	<p>県では、本計画の個別計画である「岡山県自然保護基本計画」を、生物多様性基本法に規定する「生物多様性地域計画」と位置付け、市町村など多様な主体と連携し、生物多様性の保全に取り組んでいます。本計画でも、「Ⅳ自然と共生した</p>

	<p>様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と、法でも定められている生物多様性地域計画に関して十分な記述が必要である。法で定められている計画であるのに、素案では全く記述がなく、県として市町村に計画策定を進めるよう助言するつもりはないように思え、問題である。</p>	<p>社会の形成」の「水とみどりに恵まれた環境の保全と創出」の中で市町村等と連携した「生物多様性の保全」に向けた取組について追記します。</p>
32	<p>【自然公園等の魅力向上に向けた取組】 指標「自然公園利用者数」のR5年度実績が950万人??? 自然体験プログラムの参加者数から見ても……。訪れたことが無いので不明ですがそんなに利用しているのでしょうか。</p>	<p>県内には、自然公園として、2つの国立公園、1つの国定公園、7つの県立自然公園があり、その面積は県土の約11%に及びます。自然公園の利用者数は、観光統計等の各種統計から推計するなどと定められた国の調査要領に従い算出したものです。</p>
33 ～ 35	<p>【自然公園等の魅力向上に向けた取組】 【自然環境学習等の推進】 【自然とふれあえる体験の場や機会の充実】</p> <p>P37の自然と共生した社会の形成において自然公園等の魅力向上に向けた取組の中で自然公園利用者数が現状の950万人から努力目標1,140万人へと増加している。同じくP38の自然とのふれあいの推進では自然保護センターの来場者数が現状37,818人から努力目標41,000人へ増加している。P39の自然とふれあえる体験の場や機会の充実では長距離自然歩道の利用者数が現状で152万人から努力目標168万人へと増加している。これらの目標は年度ごとの目標であり、累計目標ではない。P5に岡山県の人口推移が提示されており、将来的に人が減るのにも関わらず</p>	<p>自然公園や県自然保護センターでは、多くの利用者が自然とのふれあいを通じ、自然への理解を深められるよう、市町村や指定管理者の協力を得ながら、イベントや観察会の開催など様々な取組を実施しており、高い取組効果や利用者の満足が得られるよう不断の改善や新たな取組に努めているところです。</p> <p>こうした取組の効果や進捗を定量的に示すため、利用者数等を努力目標として用いることにしており、目標となる数値は、利用者等が県内在住者だけにとどまらず、県外や海外からも広く利用いただいていることから、県の人口推移を基準</p>

<p>目標の人数が増えるというのは設定目標の考え方が間違っていると考えられる。岡山県の2023年度人口は1,846,525人であり、自然公園利用者数は現状で岡山県の514%の人口に当たり、一人当たり年間で5回程度自然公園を利用していることになる。努力目標の2028年度は岡山県の人口が180万人程度とされることから努力目標は岡山県の人口の633%となっており、514%から633%への増加は割合として23%の増加目標である。自然保護センターの現状の来場者数は2023年度岡山県の人口当たり2.05%であり、努力目標の2028年度は岡山県の人口当たり2.28%であり、人口当たりでは11%の増加目標である。長距離自然歩道の利用者数は現状の利用者数は2023年度岡山県の人口当たり82%であり、努力目標の2028年度は岡山県の人口当たり91%であり、人口当たりでは12%の増加目標である。一方でP39の自然とふれあえる体験の場や機会の充実の身近な自然体験プログラムの参加者数は現状38,873人から30,100人へと減少している。身近な自然体験プログラムの参加者数は現状で岡山県の2.1%の人口にあたる。努力目標の2028年度は人口の1.7%となっており、人口当たり19%努力目標が下がっている。以上のように努力目標の設定に明確な基準がなく、バラバラであるため人数を目標に入れるのであれば人口推移を基準として比較するべきであると考え。また、これから人口が減ることを考えると一人一人の価値観を底上げし、自然への興味関心において質の良い教育が必要となると考えると人</p>	<p>とすることはなじまないと考えておりません。引き続き、御意見も踏まえ、多くの方が訪れ、自然への興味を持っていただけるよう、満足度や学習効果の高い取組を進めてまいります。</p>
--	--

	<p>数を目標とするのではなく満足度や取り組み内容を評価していくことが必要であると考える。</p>	
36	<p>【狩猟者の確保】</p> <p>県猟友会としても様々な対策を講じてきましたが、今ひとつ狩猟者確保が芳しくなく現在県猟では女性ハンターの人材確保に向けて県猟友会はもちろんの事、各分会（県内74分会）にも協力を促し、女性ハンター（狩猟者）の確保に向けて現在進行中です。</p> <p>県猟友会の対策にぜひとも県の御協力をお願いする所であります。御支援、御協力の程宜しくお願いします。</p> <p>他の事案については、概ね理解しました。したがって意見はございません。</p>	<p>近年、ベテラン狩猟者の高齢化が進み、捕獲の担い手不足が懸念されています。</p> <p>県では、今後活用が期待される女性狩猟者を含めた幅広い層に対して、猟友会等と連携し、狩猟制度の周知や捕獲技術の研修等の取組を進め、捕獲の担い手確保・育成を図ってまいります。</p>
37 ～ 39	<p>【自然とふれあえる体験の場や機会の充実】</p> <p>指標「身近な自然体験プログラムの参加者数」について、現状令和5年度38,873人から努力目標令和10年度30,100人に下がっているのはなぜか。</p>	<p>身近な自然体験プログラムの参加者数については、4年間の平均値を指標としています。現状数値には、大規模イベントの開催に伴う参加人数の大幅な増加といった全体の参加者数に大きな影響を及ぼす変則的な要因があったことから、努力目標の設定にあたっては、この現状数値を基礎とせず、平常の参加者数からの伸びを考慮して新たな数値目標を設定しています。</p>
40	<p>【自然とふれあえる体験の場や機会の充実】</p> <p>指標「長距離自然歩道の利用者数」の令和5年度実績が、152万人？自然体験プログラムの参加者数から見ても・・・。</p> <p>訪れたことが無いので不明ですがそんなに利用しているのでしょうか。</p>	<p>指標の長距離自然歩道は、中国地方5県を一周する総延長約2,300kmの中国自然歩道を指します。そのうち、県内の中国自然歩道は、5ルート、43コースで構成され、総延長約460km、13市町村に跨り</p>

		<p>、その利用者数は、国の調査要領に基づき算出することとしております。</p> <p>なお、現状値は131万人の誤りでしたので、訂正します。</p>
41	<p>【自然とふれあえる体験の場や機会の充実】</p> <p>現在の県の現状からいえば「自然とふれあえる体験の場や機会」が圧倒的に少ないと感じます。特に都市部ではその場が少なく、交通機関や自家用車を利用しないと参加できないと考えます。また県民も自分の身の回りにその場がなく住んでいる場所から時間と費用をかけないとその体験ができないように意識しているのではないのでしょうか。忙しい日常でこのような機会を持つことはなかなか難しい現状だと思います。ましてや自然とふれあう体験を一番必要と思われる児童や少年は、保護者の援助がなければ体験が難しい実態があると考えます。</p> <p>そこで、生活する場の近くで、自然とふれあえる体験の場や機会を用意する施策を提案したいと思います。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、こども園、小学校、中学校など義務教育の場や高等学校に自然と触れ合えるビオトープや自然公園を整備する。特に保育園やこども園にビオトープや自然庭園をつくり幼児教育をすすめることは非認知機能の育成に欠かせないものと考えます。 ・ 現在放置されている河川敷や空き地を自然公園として整備して住民や児童の活動場所として開放する。 <p>身近にこのような場所があれば、気軽に自然に触れる機会や体験が増えると考えます。</p>	<p>将来を担う子どもたちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくため重要であると考えております。これまでも、高校や病院、民間企業においてビオトープの整備に取り組みされているところであり、引き続き、学校や民間企業、ボランティア等と連携し、子どもたちが身近な場所で自然に触れ合い、学ぶ体験活動等ができるよう自然環境学習の場づくりに努めてまいります。</p>

42	<p>【生物多様性の保全】</p> <p>ネイチャーポジティブの実現に向け、とありますが、県内で「ネイチャーポジティブ宣言」を行っている事業者・団体などはどのくらいあるのか、状況が明確でない中で言葉を当てただけに思えます。現状がどうで、どうしたいか、どういうステップを取るか「岡山県としてネイチャーポジティブの達成」にむけて何をするのか見えなくては一步も進みません。J-GBFの「ネイチャーポジティブ宣言」の基本戦略までとはいませんが。言葉足らずでは？</p>	<p>生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）ためには、市町村や企業、県民がその重要性を理解し、それぞれの立場で実践できるような意識と行動の転換が必要です。県内でネイチャーポジティブ宣言を行っている事業者も少ない現状を踏まえれば、まずはネイチャーポジティブ実現に向けた普及啓発や機運醸成が大切と考えており、その旨を追記します。</p>
43	<p>【生物多様性の保全】</p> <p>P. 16の目標とする自然と共生した社会のイメージの記載と比較すると、「国との連携」しか記載されておらずバランスに欠けるので、市町村とか企業、県民や関係団体などとの連携についても明記して欲しい。生物多様性保全は他人任せではなく、一人ひとりが自分事として取り組むことが重要と思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、市町村や企業、県民との連携について追記します。</p>

第4章 具体的な取組

横断的な視点Ⅰ 環境の未来を支える担い手づくり（2件／2人）

番号	意見の要旨	県の考え方
44 ～ 45	<p>【環境学習の機会の提供】</p> <p>環境学習の機会の提供が、現状27,593人で、努力目標が20,000人以上になっています。</p> <p>現状に比べ、努力目標が少ないように思いますが…。</p> <p>普通は、努力目標が現状を超えるように設定するものだと思います。</p>	<p>環境学習については、毎年度一定数の方に環境学習の機会を提供することを継続していくことが重要であると考えており、近年の実績を踏まえて、20,000人以上／年度の水準を維持することを目標として考えています。今後とも「出前講座」と「エコツアー」の2つの事業を軸として、持続</p>

		可能な形で事業を継続していきたいと考えており、継続的に質の向上を図るなど、力強く取組を進めてまいります。
--	--	--

第4章 具体的な取組

横断的な視点Ⅱ 環境の未来を創る経済振興（2件／2人・団体）

番号	意見の要旨	県の考え方
46	<p>【環境保全型農業の推進】</p> <p>岡山県は農業用水路網が発達しており、これが日本有数の淡水魚の生息を支えているが、用水路の整備により生息環境が失われていっている。生物配慮型の公共工事について記載しなくて良いか？</p>	<p>農業用水路の整備をはじめとした農業農村整備事業については、環境に配慮すべき地域を定めた市町村の田園環境整備マスタープランに基づき整備内容を検討し、市町村関係課や学識経験者、地域住民等と意見交換を行いながら、農業生産活動に支障のない範囲で、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減した整備を行っております。</p> <p>今後とも十分な情報収集と意見交換を行い、環境との調和に配慮した事業実施に努めてまいります。</p>
47	<p>【環境マネジメントシステムの普及拡大】</p> <p>優遇措置が感じられないという意見もあり、メリットは事業団への廃棄物持ち込みの減額ぐらい。入札参加資格などで点数が上がることでの不利益などもあり、普及拡大を図るならばもっとメリット出しが必要では。</p>	<p>県では、エコアクション21を新規に認証取得する事業者を対象に無料研修会や取得費用の支援を行っているところです。こうした支援策に加え、事業者がエコアクション21の取得をメリットとして感じられるような取組を進めるとともに、認証取得の効果等を周知することにより、普及拡大を図ってまいります。</p>

岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)改訂版 新旧対照表

第2章 環境を取り巻く情勢と課題

	頁	素案	修正案
1(1) 気候変動	3 本文	～(中略)～、すべての国のより一層の削減努力が必要とされており、令和6(2024)年開催予定のCOP29では、 <u>各国の取組の状況や削減目標の見直しなど、活発な議論が交わされる見込みです。</u>	～(中略)～、すべての国のより一層の削減努力が必要とされています。
1(2) 生物多様性の低下	3 本文	～(中略)～ その目標達成には、社会全体の改革が必要であり、国民一人一人においても、日常生活において享受する自然の恩恵や、国内外の生物多様性に及ぼす影響を認識し、生物多様性に配慮した持続可能なライフスタイルに転換していくことが求められています。	～(中略)～ その目標達成には、社会全体の改革が必要であり、国民一人ひとりにおいても、日常生活において享受する自然の恩恵や、国内外の生物多様性に及ぼす影響を認識し、生物多様性に配慮した持続可能なライフスタイルに転換していくことが求められています。

<p>3 (2) 循環型社会の形成</p>	<p>11 本文</p>	<p>～(中略)～ 特に、<u>産業廃棄物については、税の賦課による発生抑制等の効果を期待し、平成15(2003)年に岡山県産業廃棄物処理税条例を施行し、その</u> <u>税金を産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止等の施策に充てています。</u> また、<u>県民意識の醸成にも力を入れて取り組んでおり、「おかやま・もったいない運動」や食べ残しを減らす「30・10運動」など、県独自の広報・啓発活動を積極的に展開してきたところ</u>です。 これらの取組の成果として、一般廃棄物・産業廃棄物ともに、数値目標である排出抑制・資源化率の向上が図られています。 さらに、この間の新たな課題への対応として、平成30年7月豪雨での経験を教訓に、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制づくりに向けた市町村支援に取り組んできたほか、 ～(中略)～ 今後は、これまでの取組をさらに進めるとともに、<u>食品ロスの削減などにも重点的に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用の促進等によって環境負荷を可能な限り低減する、循環型社会に転換していくことが必要</u>です。</p>	<p>～(中略)～ 特に、<u>県民意識の醸成に力を入れて取り組んでおり、「おかやま・もったいない運動」や食品ロス削減月間キャンペーンなど、県独自の広報・啓発活動を積極的に展開してきたところ</u>です。 また、<u>産業廃棄物については、税の賦課による発生抑制等の効果を期待して、平成15(2003)年に岡山県産業廃棄物処理税条例を施行し、その税金を、新たなリサイクル技術の開発への支援など産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止対策、環境学習等の施策に充てています。</u> これらの取組の成果として、一般廃棄物・産業廃棄物ともに、数値目標である排出抑制・資源化率の向上が図られています。 さらに、この間の新たな課題への対応として、平成30年7月豪雨での経験を教訓に、災害廃棄物の処理を<u>迅速かつ円滑</u>に行うための体制づくりに向けた市町村支援に取り組んできたほか、 ～(中略)～ 今後は、これまでの取組をさらに進めるとともに、<u>循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けて、資源循環の促進や廃棄物の発生抑制等に重点的に取り組み、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会を形成していくことが必要</u>です。</p>
---------------------------	------------------	---	---

第4章 具体的な取組

	頁	素案	修正案												
具体的な取組	17 図		<p>【第3章目指す将来の姿と、基本目標・横断的な視点の関係】</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;"><目指す将来の姿></td> <td style="text-align: center;"><取組></td> </tr> <tr> <td>○気候変動対策が進んでいる社会</td> <td>→ 基本目標Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>○資源循環の仕組みが構築された社会</td> <td>→ 基本目標Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>○安全・安心な生活環境に囲まれた社会</td> <td>→ 基本目標Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>○自然と共生した社会</td> <td>→ 基本目標Ⅳ</td> </tr> <tr> <td>○環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会</td> <td>→ 横断的な視点Ⅰ・Ⅱ</td> </tr> </table>	<目指す将来の姿>	<取組>	○気候変動対策が進んでいる社会	→ 基本目標Ⅰ	○資源循環の仕組みが構築された社会	→ 基本目標Ⅱ	○安全・安心な生活環境に囲まれた社会	→ 基本目標Ⅲ	○自然と共生した社会	→ 基本目標Ⅳ	○環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会	→ 横断的な視点Ⅰ・Ⅱ
<目指す将来の姿>	<取組>														
○気候変動対策が進んでいる社会	→ 基本目標Ⅰ														
○資源循環の仕組みが構築された社会	→ 基本目標Ⅱ														
○安全・安心な生活環境に囲まれた社会	→ 基本目標Ⅲ														
○自然と共生した社会	→ 基本目標Ⅳ														
○環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会	→ 横断的な視点Ⅰ・Ⅱ														
基本目標Ⅰ 【再生可能エネルギーの導入推進】	19 重点プログラム ・ 指標	<p>●地域ぐるみで進める再生可能エネルギーの導入</p> <p>地域の特性や資源を活かした再生可能エネルギーの導入等により地域の課題解決を図る市町村の取組を拡げていきます。</p> <p>【指標】 脱素地域づくりに取り組む地域の数 (箇所、累計)</p>	<p>●地域ぐるみで進める再生可能エネルギーの導入</p> <p>地域の特性や資源を活かした再生可能エネルギーの導入等により、<u>エネルギー自給率や地域レジリエンス（災害に対する強靱化）の向上など</u>、地域の課題解決を図る市町村の取組を拡げていきます。</p> <p>【指標】 脱炭素地域づくりに取り組む地域の数[※] (箇所、累計) <u>※県の補助事業を活用して取り組んだ地域の数</u></p>												
基本目標Ⅰ 【省エネルギーの推進】	20 重点プログラム	<p>【温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進】</p> <p>●空港脱炭素化の推進</p>	<p>【<u>省エネルギーの推進</u>】</p> <p>●<u>空港脱炭素化の推進</u></p> <p>※プログラム区分を変更</p>												

<p>基本目標Ⅰ 【温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進】</p>	<p>23 指標</p>	<p>●市町村の脱炭素化の支援 【指標】 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定済市町村の数</p>	<p>●市町村の脱炭素化の支援 【指標】 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定済の市町村数</p>
<p>基本目標Ⅱ 【循環型社会実現に向けた意識改革と実践】</p>	<p>26 重点プログラム</p>	<p>●食品ロス削減の推進 ～(中略)～ また、未利用食品をフードバンクにつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」等を通じて、事業系食品ロスの削減を推進します。</p>	<p>●食品ロス削減の推進 ～(中略)～ また、未利用食品を提供したい事業者とフードバンクをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」等を通じて、事業系食品ロスの削減を推進します。</p>
<p>基本目標Ⅱ 【海ごみ対策の推進】</p>	<p>27 指標</p>	<p>●プラスチック3Rの推進 【指標】 おかやまプラスチック3R宣言事業所登録数 努力目標 令和10年度 (2028年度) 1,500</p>	<p>●プラスチック3Rの推進 【指標】 おかやまプラスチック3R宣言事業所登録数 努力目標 令和10年度 (2028年度) 1,800</p>
<p>基本目標Ⅱ 【騒音・振動・悪臭の防止】</p>	<p>35 重点プログラム</p>	<p>●騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定 町村区域の騒音については、土地の利用状況等を勘案して環境基準の類型を当てはめており、関係機関と協議し、<u>順次、類型あてはめ</u>を行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。</p>	<p>●騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定 町村区域の騒音については、土地の利用状況等を勘案して環境基準の類型を当てはめており、関係機関と協議し、<u>順次、類型の当てはめ</u>を行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。</p>

<p>基本目標Ⅳ 【自然とのふれあいの推進】</p>	<p>39 指標</p>	<p>●自然とふれあえる体験の場や機会の充実 【指標】 長距離自然歩道の利用者数 現状 令和5年度 (2023年度) <u>152</u></p>	<p>●自然とふれあえる体験の場や機会の充実 【指標】 長距離自然歩道の利用者数 現状 令和5年度 (2023年度) <u>131</u></p>
<p>基本目標Ⅳ 【水とみどりに恵まれた環境の保全と創出】</p>	<p>40 重点プログラム</p>	<p>●生物多様性の保全 ネイチャーポジティブの実現に向け、里地里山や企業緑地等の身近な自然の確保など、<u>企業等による地域における生物多様性の保全のための活動を国と連携し、促進します。</u></p>	<p>●生物多様性の保全 ネイチャーポジティブの実現に向け、<u>普及啓発や機運醸成を図りながら、国、市町村、企業、県民等と連携し、里地里山や企業緑地等の身近な自然の確保など、地域における生物多様性の保全のための活動を推進します。</u></p>

岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）
改訂版（修正案）

令和7（2025）年1月

岡 山 県

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画の目的と位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 計画の構成	2
第2章 環境を取り巻く情勢と課題	3
1 世界の情勢と課題	3
2 国内の現状と課題	5
3 県内の現状と課題	10
第3章 目指す姿	15
1 目指す将来の姿	15
2 目指す姿の具体的なイメージ	15
第4章 具体的な取組	17
基本目標	
I 気候変動対策（緩和・適応）の推進	18
II 循環型社会の形成	26
III 安全・安心な生活環境の保全と創出	32
IV 自然と共生した社会の形成	37
横断的な視点	
I 環境の未来を支える担い手づくり	41
II 環境の未来を創る経済振興	44
第5章 計画の進め方	47
1 推進体制	47
2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫	48

第1章 基本的事項

1 計画の目的と位置づけ

平成8(1996)年10月、県民共有の財産である本県の恵まれた環境の保全について、基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、「岡山県環境基本条例」を制定しました。

本計画は、同条例に掲げる基本理念の下、策定するもので、次の事項について定めるものとされています。

①環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

②環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

なお、環境分野における総合計画である本計画以外にも、「岡山県地球温暖化対策実行計画」「岡山県廃棄物処理計画」「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」「岡山県自然保護基本計画」等の個別計画があり、各分野における詳細な目標や施策等については、各計画に記載しています。

岡山県環境基本条例の基本理念等

<基本理念>

- ・環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。
- ・環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。
- ・地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

* 条例第3条

<計画の策定>

知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画を定めなければならない。

* 条例第10条

2 計画の期間

本計画の期間は、長期と短期の2つの観点で、次のとおり設定します。

- ・長期的な視点：令和22(2040)年頃

※将来を展望した目標年次（計画の目指す姿を実現しようとする年次）

- ・短期的な取組：令和7(2025)年度～令和10(2028)年度

※目指す姿の実現に向け、具体的な取組を進める期間

3 計画の構成

本計画は、次の5つの章により構成しています。また、巻末には、参考となる資料を付しています。

第1章：基本的事項

本計画の目的や計画期間等の基本的事項を示します。

第2章：環境を取り巻く情勢と課題

環境を取り巻く情勢と課題について整理し、本計画策定の背景を明らかにします。

第3章：目指す姿

第2章で示した情勢と課題を踏まえながら、本県の実現する姿を提示するとともに、具体的な将来のイメージを掲げます。

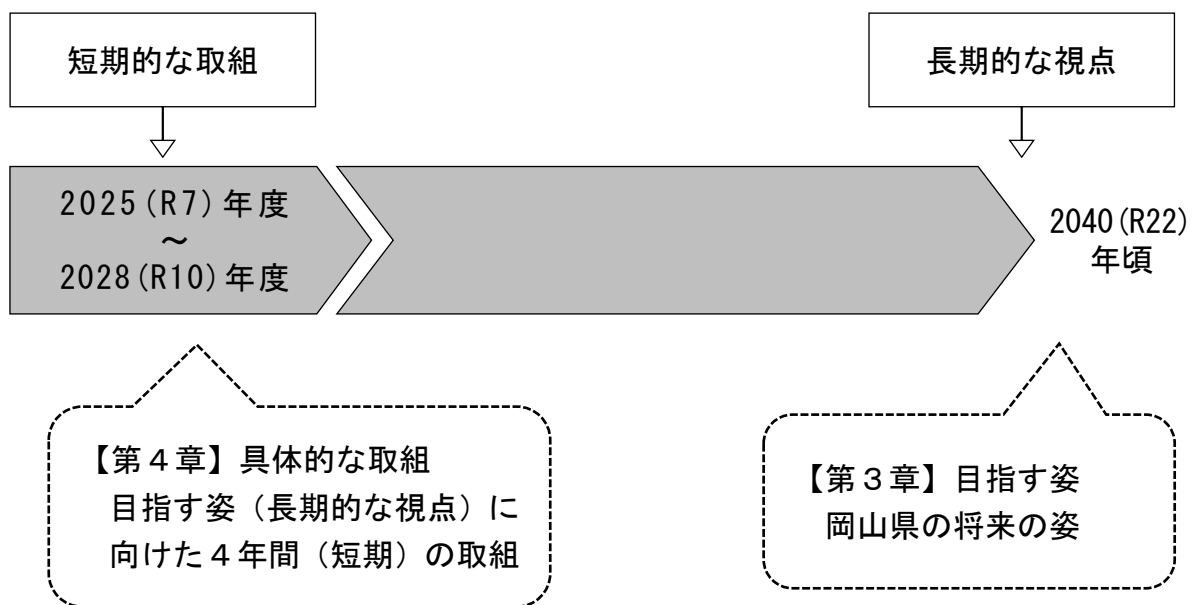
第4章：具体的な取組

前章に掲げる目指す姿を実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけます。

第5章：計画の進め方

計画全体を円滑かつ効果的に推進するための体制や進め方を示します。

「短期的な取組」と「長期的な視点」の位置づけ



第2章 環境を取り巻く情勢と課題

1 世界の情勢と課題 ～地球規模の課題・世界的な環境問題と対策への動き～

(1) 気候変動

国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の「5次評価報告書 (平成26(2014)年)」によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、人為起源の発生源のCO₂累積排出量と世界平均気温の変化量の間には、ほぼ比例関係があることが明らかになっています。

これを踏まえ、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) において「パリ協定」が採択され、国際的な気候変動への対応として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すこと、とされました。

各国は、「パリ協定」に基づき、それぞれ排出量削減の目標を掲げ、令和2(2020)年からは本格的な運用の段階に入っていますが、目標である「2℃未満、可能な限り1.5℃」の目標を達成するためには、すべての国のより一層の削減努力が必要とされています。

(2) 生物多様性の低下

地球環境の変化や無秩序な開発により、生物多様性が失われつつあり、この状況がこのまま続けば、それに伴う広範な生態系サービス (人々が生態系から得ることができる食料、水、気候の安定などの様々な便益) の低下が生じる可能性が高いと指摘されています。

こうした現状に鑑み、令和4(2022)年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、その中で、令和32(2050)年までの長期目標 (Vision) として「自然と共生する世界」の実現が、また令和12(2030)年までの短期目標 (Mission) として「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことが、それぞれ掲げられました。

その目標達成には、社会全体の変革が必要であり、国民一人ひとりにおいても、日常生活において享受する自然の恩恵や、国内外の生物多様性に及ぼす影響を認識し、生物多様性に配慮した持続可能なライフスタイルに転換していくことが求められています。

(3) 海ごみによる海洋汚染

マイクロプラスチックを含むプラスチックごみによる海洋汚染の問題が国際的な課題となる中、令和元(2019)年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が関係各国の間で共有されました。また、令和5(2023)年5月開催のG7広島サミットではさらに10年前倒しされ、令和22(2040)年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って終わらせることが合意されました。

また、令和4(2022)年2月から3月にかけて開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書 (条約) の策定に向けた政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択され、新たな国際条約の交渉が進められるなど、貴重な海洋資源・海洋生態系を守るため、深刻化する海洋汚染の現状について、各国が認識を共有し、連携・協力の下でこの課題に向き合い、早急に対策を講じていくことが

求められています。

（４）SDGs－国際社会の普遍的な目標－

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている“2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す”国際目標です。

SDGsは、「気候変動（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）」など17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。そして、目標の達成に向け、令和2(2020)年1月には「SDGs達成のための10年」がスタートしました。

こうしたSDGsの考えは、企業経営者や若者など幅広い層に広がっており、これに伴い、環境問題への関心や環境配慮の意識が一層高まり、各主体による積極的な取組へとつながることが期待されています。

～環境に配慮した企業活動への関心の高まり～

環境政策を強化する各国政府の動きとともに、企業・事業所では、より環境負荷の少ない製品の開発やESG投資の拡大など、環境を重視した企業経営や事業展開へのシフトが活発になってきており、また、消費行動においても、そうした商品やサービス、企業の取組を評価し、積極的に選択する傾向が高まりつつあります。

世界経済フォーラムの令和6(2024)年1月の年次総会で発表された「グローバルリスク報告書2024」においても、今後10年間で最も深刻な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして、「異常気象」や「生物多様性の喪失」、「環境汚染（大気、土壌、水）」などが挙げられており、環境への関心の高さがうかがえるところです。

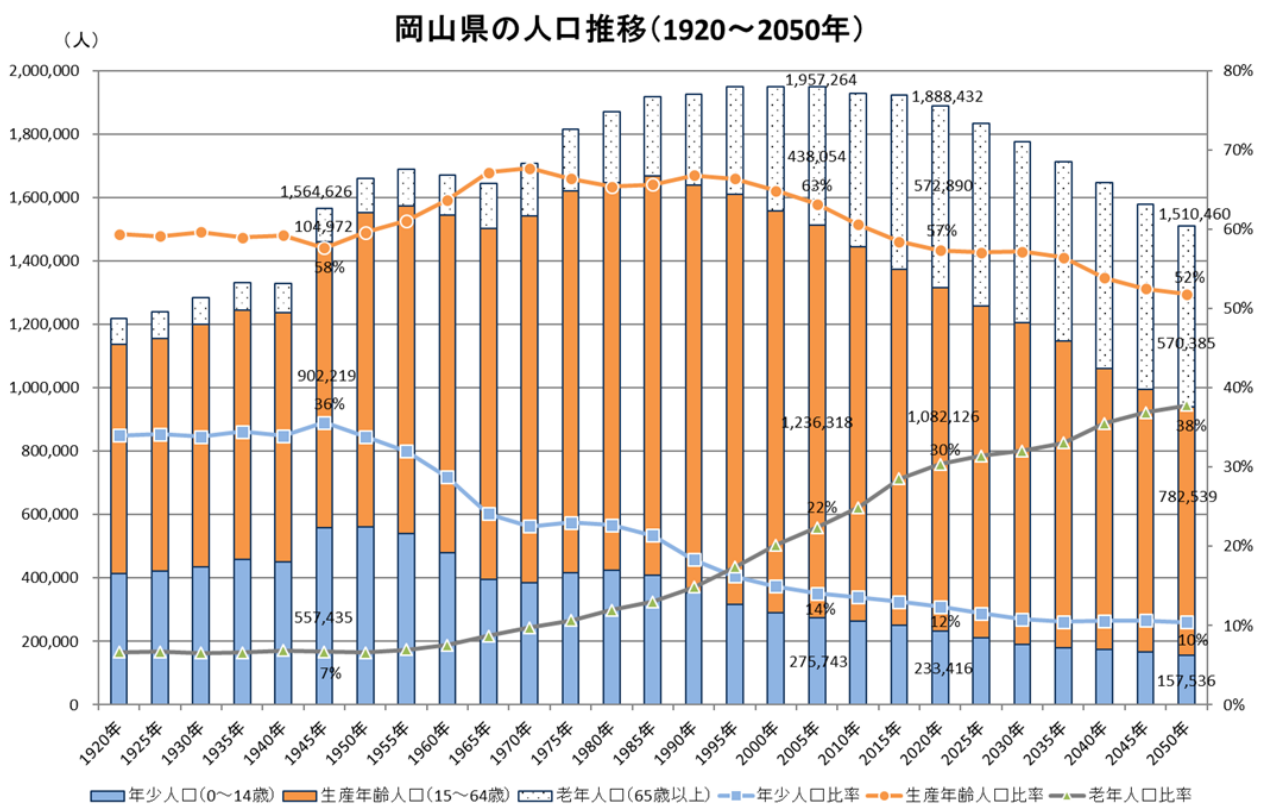
2 国内の現状と課題 ～変化する社会情勢や今日的な課題、環境政策の方向性～

(1) 人口減少、少子化・高齢化の進行

我が国は、本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入しています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」等によると、我が国の将来人口は、毎年の減少スピードが、2020年代後半の年63万人程度から、2040年代後半には年82万人程度に加速し、総人口は、令和32（2050）年は1億469万人、令和42（2060）年には9,615万人にまで落ち込むとされています。特に年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著になる一方、増加する高齢者人口（65歳以上）は令和25（2043）年にピークを迎え、同年の高齢化率は35.8%と推計されています。

本県においても同様に人口減少が進み、令和32（2050）年には約151万人（昭和20（1945）年頃と同程度）になると推計されています。



※令和2（2020）年までは総務省統計局「国勢調査」、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」より作成。

※人口総数は、国勢調査時の年齢「不詳」を含んでいるため、年齢構成別人口の合計と合致しないことがある。構成比は、四捨五入処理しているため、合計は100%にならないことがある。

《出典：岡山県資料》

(2) 人口の偏在と地域の担い手の減少

人口の減少に加え、人口の地域的な偏在も課題となっています。

とりわけ農村部などの中山間地域では、都市部への若年層の流出によって地域の担い手が減少し、地域コミュニティの維持・存続といった社会的な課題とともに、地域の環境保全の面でも深刻な影響を与えています。

例えば、農林業の担い手の減少により、荒廃農地の発生や森林の荒廃が進む、里地・里山などの豊かな自然が失われて生物多様性の低下・損失を招く、増加する空き家が景観を損ねるとともに処分されないまま廃棄物として放置される、など懸念されるところです。

こうした人口の減少や地域偏在に歯止めをかける対策を進めると同時に、既に起きている環境への影響を踏まえ、その改善・回復に向けた取組を進めることが急務となっています。

(3) 頻発する大規模な豪雨災害

近年、世界各地で、大雨による洪水や干ばつなどの自然災害が毎年のように起きており、国内でも、豪雨による災害が頻発しています。

気象庁は、こうした災害について、「背景にある地球温暖化の影響を考慮する必要がある」としており、過去の観測データの解析から、次のように述べています。

- ・ 1日の降水量が200ミリ以上という大雨を観測した日数は、増減を繰り返しながらも長期的には明瞭な増加傾向を示している。
- ・ “滝のように降る” 1時間あたり50ミリ以上の短時間の強い雨の頻度が長期的な増加傾向にあるなど、雨の降り方に変化が見られる。

また、こうした極端な気象・気候現象は、今後地球温暖化が進行すればさらに増加していくと予測されている、とも記しています。

環境保全の取組を含む様々な行政施策においては、こうした気象・気候の変化を認識し、大規模災害のリスクや備えを念頭に進めていく必要性が高まっていると言えます。

<参考> 平成30年7月豪雨への影響（気象庁報道発表資料抜粋）

気象庁は、平成30(2018)年8月10日に公表した『平成30年7月豪雨』及び7月中旬以降の記録的な高温の特徴と要因について」の中で、平成30年7月豪雨に関し、次のように述べています。

- ・ 西日本から東海地方を中心に広い範囲で数日間大雨が続き、その総雨量は1982年以降の豪雨災害時の雨量と比べて極めて大きいものとなりました。
- ・ 7月5日から8日にかけては、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けるとともに、局地的には線状降水帯が形成されました。
- ・ この広域で持続的な大雨をもたらした要因は、梅雨前線が、非常に発達したオホーツク海高気圧と日本の南東に張り出した太平洋高気圧との間に停滞したことです。それぞれの高気圧の強まりには上層の寒帯前線ジェット気流及び亜熱帯ジェット気流の大きな蛇行が持続したことが影響しました。
- ・ なお、今回の豪雨には、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の寄与もあったと考えられます。

(4) 国の方針・計画

<環境政策の方向性>

国では、環境保全に関する条約や国際的な方針等を踏まえ、環境政策に関する法律や計画等を定めており、地方自治体の取組も含め、各種施策を進める上での基礎となっています。

●環境基本計画（第6次計画、令和6（2024）年5月）

国の環境基本計画では、環境保全とそれを通じた、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」を目的として掲げており、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

また、その実現を図るため「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」などの6つの戦略や、「気候変動対策」などの個別分野の重点施策を着実に推進するとしています。

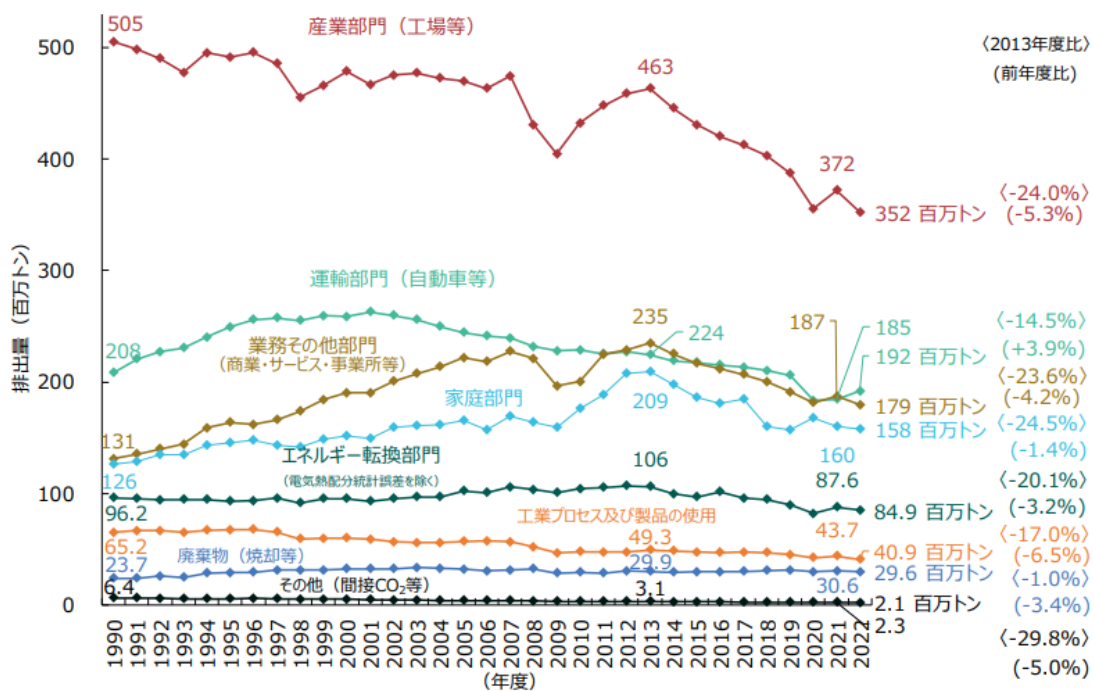
●地球温暖化対策計画と気候変動適応計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10（1998）年）」及び「気候変動適応法（平成30（2018）年）」に基づき策定されるものであり、気候変動対策を着実に進めていくため、「地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月）」及び「気候変動適応計画（令和3（2021）年10月（令和5（2023）年5月一部変更）」が閣議決定されました。

「地球温暖化対策計画」では、我が国の温室効果ガス削減目標と目標達成のための施策が、また「気候変動適応計画」では、農業・林業・水産業分野、自然生態系分野、自然災害・沿岸域分野、健康分野など分野ごとの基本的な施策が、それぞれ示されています。

- ・我が国の温室効果ガス削減目標 ～「地球温暖化対策計画」抜粋～
2050年目標（カーボンニュートラル）と統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。

我が国におけるCO₂排出量の部門別の推移



《出典：環境省公表資料「2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について」》

●循環型社会形成推進基本計画（第5次計画、令和6（2024）年8月閣議決定）

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法に基づいて定められている計画で、概ね5年ごとに見直しが行われており、令和6（2024）年8月2日に第5次となる循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

この計画は、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた国の施策を取りまとめた国家戦略として策定されています。

●海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和元（2019）年5月変更閣議決定）

海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼし、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30（2018）年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されました。

これを受け、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針についても変更され、次の事項が追加されています。

- ・海岸漂着物等の円滑な処理のため、内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策を実施すること、漂流ごみや海底ごみについて、漁業者等の協力を得ながら処理を推進すること
- ・海岸漂着物等の効果的な発生抑制のため、使い捨てのプラスチック製容器包装のリデュースなどによる廃プラスチック類の排出抑制、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進等を図ること
- ・マイクロプラスチックの海域への排出抑制を図るため、事業者による洗い流しスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの使用抑制、国による実態把握を推進すること
- ・多様な主体の連携を図るほか、国際連携の確保や国際協力の推進のため、途上国の発生抑制対策の支援、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築などを行っていくこと

●生物多様性国家戦略（「2023-2030」、令和5（2023）年3月閣議決定）

この戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。わが国では、平成7（1995）年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに5度の見直しが行われました。

現行の戦略は、令和5（2023）年に策定されたもので、令和4（2022）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に対応するため、「生物多様性国家戦略2023-2030」として閣議決定されました。

この戦略は、生物多様性損失と気候危機への統合的対応や、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調しており、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復するとともに、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するとして、次の「5つの基本戦略」を設定しています。

1. 生態系の健全性の回復
2. 自然を活用した社会課題の解決
3. ネイチャーポジティブ経済の実現
4. 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
5. 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

●瀬戸内海環境保全基本計画（令和4（2022）年2月変更閣議決定）

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき政府が策定する、瀬戸内海の環境の保全に関する基本的な計画で、当初計画は昭和53（1978）年に閣議決定され、その後、変更が4回行われました。

現行の計画は、令和4（2022）年に閣議決定されたもので、令和3（2021）年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、地域の実情に応じた栄養塩類の管理、藻場・干潟等の保全、海洋プラスチックごみ等の発生抑制、気候変動への対応などを盛り込む変更が行われ、次のとおり基本施策が定められました。

- ・ 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- ・ 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
- ・ 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
- ・ 気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
- ・ 基盤的施策の着実な実施

県では、令和4（2022）年2月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を受け、令和5（2023）年3月に瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を変更しています。

<関連する国の方針等>

また、国においては、デジタル化に係る技術革新を背景に、IoTやAIを活用し、経済発展と環境問題を含む様々な社会的課題の解決の両立を図る、新たな社会システム（「Society5.0」）の構築を目指す考えを打ち出しているほか、令和3（2021）年にはデジタル社会の実現を目指して、デジタル庁が新設されました。

加速するデジタル化の流れや、感染症対策を契機としたテレワークなどの新しい働き方など、社会全体のあり方が大きく変化する中、環境保全に関する施策の検討や具体的な取組の推進においても、こうした大きな変化を適切に捉え、それと連動させて考えていくことが肝要です。

3 県内の現状と課題 ～これまでの取組の成果と課題～

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

県では、平成23(2011)年10月に「岡山県地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成28(2016)年度の1回目の改定を経て、令和4(2022)年度には、国の地球温暖化対策計画等の見直しを踏まえ改定するとともに、計画名称を「岡山県地球温暖化対策実行計画」に変更しました。改定後の計画では、県内の温室効果ガス排出量について、計画の中期目標年次である令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で39.3%削減する目標を掲げています。

さらに、令和6(2024)年3月に「岡山県地球温暖化対策実行計画(別冊)」として「地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準」を策定しました。

岡山県内の温室効果ガス排出量(単位:万t-CO₂)

区分 (単位:万t-CO ₂)	基準年度 H25年度 (2013)	《速報値》 R3年度 (2021)	基準年度比 増減率	構成 割合	
二 酸 化 炭 素	産業部門	3,202	2,286	△28.6%	56.7%
	民生部門	759	539	△28.9%	13.4%
	家庭	386	256	△33.6%	6.4%
	業務	373	283	△24.1%	7.0%
	運輸部門	445	365	△18.0%	9.1%
	エネルギー転換	456	533	16.9%	13.2%
	工業プロセス	136	113	△16.9%	2.8%
	廃棄物部門	99	50	△49.8%	1.2%
	計	5,097	3,886	△23.8%	96.4%
メタン等	120	146	21.6%	3.6%	
合計	5,217	4,031	△22.7%	100.0%	
(参考) 全国	1,408百万t	1,170百万t	△16.9%	—	

※端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

目標達成に向け、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進や、クールビズ・ウォームビズ、デコ活など行動変容を促す運動やキャンペーン、機器導入支援等による省エネ型ライフスタイルの普及・定着、環境学習等を通じた意識の醸成、森林の保護による吸収源対策などに取り組んできたところです。

これらにより、県内のエネルギー消費量は、一部の部門を除き目標を超えて削減が図られ、また、電気自動車等の普及台数や、アースキーパーメンバーシップやエコドライブなどを通じて環境保全に参加する人が順調に増加・拡大するなど、成果が得られています。

しかし、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の削減については、業種(部門)によって困難さが異なったり、再生可能エネルギーの導入においては、固定価格買取制度改正などの影響等もあって伸び悩んだり、課題のある取組もみられます。

一方で、大規模な自然災害の頻発など深刻化する気候変動の影響も背景に、令和32(2050)

年に温室効果ガス排出ゼロを目指そうとする動きが加速し、「ゼロカーボン宣言」を行う自治体が全国に広まる中、本県も、令和2(2020)年7月、表明しました。

今後は、これら国内外の情勢や潮流を捉えるとともに、これまでの取組の状況を踏まえながら、より効果的な施策展開を図っていく必要があります。特に、温室効果ガス排出量の削減では、本県の産業構造を勘案したアプローチが求められ、また、再生可能エネルギーの導入促進においては、地域特性に応じたポテンシャルの見極めや自家消費型・地域循環型の利用へのシフトなど、個々の事案に応じた検討が求められます。

また、こうした、温暖化に歯止めをかける「緩和」策とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」策についても並行して進めていかなければなりません。

県民や事業者等のすべての主体が、気候変動や地球温暖化の問題を自分の事として捉え、危機感を共有しながら取り組むことが重要です。

(2) 循環型社会の形成

本県では、全国に先駆けて制定した岡山県循環型社会形成推進条例(平成13(2001)年)に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進しているほか、岡山県廃棄物処理計画により廃棄物・循環資源に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、行政等の役割を明らかにし、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による循環型社会の形成に向けた取組を実施しています。

特に、**県民意識の醸成に力を入れて取り組んでおり、「おかやま・もったいない運動」や食品ロス削減月間キャンペーンなど、県独自の広報・啓発活動を積極的に展開してきたところ**です。

また、**産業廃棄物については、税の賦課による発生抑制等の効果を期待して、平成15(2003)年に岡山県産業廃棄物処理税条例を施行し、その税収を、新たなリサイクル技術の開発への支援など産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止対策、環境学習等の施策に充てています。**

これらの取組の成果として、一般廃棄物・産業廃棄物ともに、数値目標である排出抑制・資源化率の向上が図られています。

さらに、この間の新たな課題への対応として、平成30年7月豪雨での経験を教訓に、災害廃棄物の処理を**迅速かつ円滑**に行うための体制づくりに向けた市町村支援に取り組んできたほか、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、本県においても海ごみの問題に県下一丸となって対応していくため、令和2(2020)年4月、市町村及び経済団体と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行うとともに、同年12月には、瀬戸内海でつながる広島県、香川県、愛媛県及び海洋関係事業に深く関わる公益財団法人日本財団と協定を締結し、包括的海洋ごみ対策プロジェクト「瀬戸内オーシャンズX」において、関係者が連携・協力して対策を進めているところです。

今後は、これまでの取組をさらに進めるとともに、**循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けて、資源循環の促進や廃棄物の発生抑制等に重点的に取り組み、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会を形成**していくことが必要です。

（３）安全な生活環境の確保

大気・水・土壌などの汚染・汚濁は、県民の健康や生活環境に直接的な影響を及ぼすため、県では、これら環境の状況を継続的に監視し、環境基準の達成状況等を確認しつつ、様々な施策に反映させています。また、工場等からの排出ガスや排水が、法令に基づく排出基準に適合しているか立入検査などで確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに、自動車排ガス対策や生活排水対策などの啓発事業などにも取り組んでいるほか、環境放射線の状況についても監視を行っています。

県内の環境の状況は、大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物、主要河川の水質など、環境基準の達成率がほぼ100%となっているものがある一方で、光化学オキシダント、児島湖や瀬戸内海の水質など、環境基準の達成率が低いものや、微小粒子状物質（PM2.5）のように継続的な環境基準の達成までには至っていないものも未だ残っています。また、有害物質による土壌汚染や建築物中のアスベストなどへの対応や、産業発展に伴う多様な化学物質の管理、瀬戸内海の栄養塩類の管理など、新たな課題もみられるところです。

こうした状況も踏まえ、県では、これまで実施してきた県民・事業者・行政等が連携・協働した取組に加え、メール配信による大気汚染情報の即時提供や稲わら等の野焼きを減らすための農業団体と連携した啓発、児島湖への環境用水の導入に向けた取組、民間団体と水産事業関係者が連携して取り組む瀬戸内海の藻場の再生など、新たな視点やアイデアも取り入れながら対策を進めているところですが、なお一層の効果的な施策の展開が求められています。

～住民理解の下での安全・安心な開発等～

環境問題の未然防止や解決などのためには、事業者と地域住民などが、環境負荷やその低減に関する情報を共有し、対話を行うことにより互いの理解を深めていくことが重要であり、「環境コミュニケーション」の推進に取り組んでいるところです。

こうした観点にも立った本県独自の取組として、「太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、令和元(2019)年10月に施行しました。

再生可能エネルギーである太陽光発電の導入拡大は、気候変動対策の有効策の一つですが、一方で、導入に当たっては、安全性の確保や環境保全の面での懸念も指摘されるところです。こうしたことを踏まえ、条例では、事業者に対し、計画作成の初期段階から地域住民への十分な情報提供を行うことなどを求めており、県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及・拡大を図ることを、条例の目的としているものです。

（４）自然と共生した社会の形成

本県の豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを提供しています。こうした豊かな自然環境は、県民共通の財産であり、より良い形で次代に引き継いでいく必要があります。

このためにも、次代を担う子どもたちに自然とふれあう機会を提供し理解を促すことは極めて重要です。

また、近年、様々な人間活動が、かけがえのない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な

影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕している一方で、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業に大きな被害を与えています。

ツキノワグマについても、生息数の増加に伴い、人里への出没が数多く報告され、県民の生活を脅かす事態も起きていることから、県民の安全・安心の確保を第一に、市町村等と連携し、住民への注意喚起や被害防除に努めながら、適切に対策を講じていく必要があります。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすとともに、すべての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって確保するとともに、安全・安心の下で人と自然との共生関係を構築することが求められています。

県では、これまで、自然公園の保護や、自然環境学習の推進、希少野生動植物の保護などに取り組んできたところですが、引き続き、自然公園など本県の豊かな自然を維持・保全するとともに、施設・設備の管理を適切に行いながらその魅力向上を図り、分かりやすい方法により情報発信していくことが重要です。

(5) 参加と協働による快適な環境の保全

環境保全の取組を進める上では、県民や事業者、関係団体、NPO等の活動団体、行政など、あらゆる主体の積極的な関わりが欠かせません。

そのため、これまでも“参加と協働”の場の提供や、環境学習・環境教育を通じた意識の醸成などに取り組んできました。

また、「景観」の保全についても、住民の生活により近い市町村の主体的な取組を促すとともに、県民、企業等の参加の下で、地域特性を活かした良好な景観の保全と形成、創造に努めています。

これらの取組のうち、特に、環境学習・環境教育については、県民の期待も高く、積極的に取り組むべきとの意見も多く寄せられているところです。引き続き、環境学習・環境教育に関する取組を継続し、指導者の育成や関係者間のネットワークづくり、気候変動等に関する情報発信に取り組んでいくことが重要です。

(6) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

環境・経済・社会の諸課題は、密接に関連し合っており、環境の保全は、経済の成長や産業の振興を図りながら、同時に進められることが重要です。

そうした視点に立ち、県ではこれまでも、環境等関連分野において、産学官が連携して高機能・高付加価値な技術や環境負荷の少ない製品の開発等に取り組んできたほか、消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場の拡大が図られ、その結果、環境ビジネスが発展し、さらに環境改善が進むことを期待し、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で生産されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、県自らも率先して再生品等の積極的な調達（グリーン調達）に取り組むことで一層の普及拡大を図ってきたところです。

また、森林資源を活かした木質バイオマスの利活用促進や、環境保全型農業の推進など、農林水産分野においても、環境への負荷を減らすための取組を進めており、業種や分野を問わず、環境保全の取組が広がりつつあります。

一方で、環境マネジメントシステムの普及拡大など伸び悩んでいる取組もみられ、企業・

事業者のより主体的・積極的な行動につながるよう、成功事例の紹介や関連情報の提供など、取組の工夫が課題となっています。

今後、環境経営へのシフトなど世界の潮流も捉えつつ、環境と経済が両立する社会の構築に向け、さらなる意識の改革や効果的な施策の展開が必要です。

なお、今後、より効果的な施策を展開していく上では、いずれの項目においても、本県の地勢や地域の特性等を十分に踏まえるとともに、近隣県との連携など、広域的な視点も併せ持つことが重要であると考えています。

第3章 目指す姿

1 目指す将来の姿

県では、これまで、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指し、県民、NPO、事業者、行政等のあらゆる主体が、認識の共有を図りながら、参加と協働の下で、環境保全の取組を進めてきました。

本計画においても、こうした考え方を踏襲し、長期的な視点としての目標年次である令和22(2040)年頃の姿について次のとおり定め、これを目指すこととします。

＜目指す姿＞ 「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」
～ 山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ ～

そして、それが達成された将来の姿を、

- 気候変動対策が進んでいる社会
- 資源循環の仕組みが構築された社会
- 安全・安心な生活環境に囲まれた社会
- 自然と共生した社会
- 環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりの下、誰もがより良い環境で暮らす社会

として、その具体的なイメージを描きます。

2 目指す姿の具体的なイメージ

(1) 気候変動対策が進んでいる社会

2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進み、「地球温暖化のリスクを誰もが理解し、温室効果ガスの排出をできるだけ抑えた地球環境に優しい生活スタイルが人々の間に定着している社会」を目指します。

- ◇地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入が進み、エリア内でのエネルギー循環や災害時・緊急時の備えなど、生活や地域に根ざした形で普及しています。
- ◇家庭や事業所等では、省エネルギー型の設備や機器が普及し、また、移動の場面においても、スマートな交通手段への転換が図られています。
- ◇県民の間で環境を守る意識が高まり、賢い選択によるライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。

(2) 資源循環の仕組みが構築された社会

「限りある資源を大切にする意識や取組が浸透し、街や海・山が、ごみのないきれいな状態に保たれている社会」を目指します。

- ◇循環型社会の大切さを誰もが意識し、3Rや食品ロスを減らす取組を日々の暮らしの中で実践しています。
- ◇家庭や事業所から出されるごみは、ルールに沿って、リサイクルなどの処理が、きちんとされています。
- ◇廃棄物の不法投棄や不適正処理が未然に防止され、地域の環境美化活動も活発に行われています。また、災害時に備えた廃棄物の処理体制も整っています。

(3) 安全・安心な生活環境に囲まれた社会

「きれいな空気や水に囲まれ、安心して日常を過ごすことができる健康的な社会」を目指します。

- ◇工場や自動車の排ガス、PM2.5などによる大気汚染が抑制され、県下全域に澄んだ空気が広がっています。
- ◇河川や児島湖、瀬戸内海などの水環境が良好な状態に維持され、美しい自然景観や豊かな水産資源が育まれています。
- ◇ダイオキシン類やアスベスト等の有害な物質や、騒音、振動、悪臭、環境放射線など、健康や暮らしに影響を及ぼす要因が抑制され、安全・安心な生活環境が保たれています。

(4) 自然と共生した社会

「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。

- ◇自然公園など県内の優れた自然環境が維持・継承され、地域の特性に応じたきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が生息・生育しています。
- ◇県民誰もが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然と共生する考えに基づく行動を実践しており、優れた自然環境から得られる暮らしの豊かさを実感しています。
- ◇適切な整備によって豊かな森が育ち、都市にも緑が配置されるなど、水と緑に恵まれた環境が広がっています。

(5) 環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりの下、誰もがより良い環境で暮らす社会

「すべての県民が、環境に関する問題を自分の事として捉え、行動する社会」、「産業振興による経済の成長が図られつつ、環境保全の取組も進んでいる社会（環境保全と経済成長が相互にプラスをもたらしながら進んでいる社会）」を目指します。

- ◇学校や地域で、環境について学び体験する様々な機会が用意されており、多くの人々が参加し、省エネや環境美化、景観の保全などの実践行動に結び付いています。
- ◇業種を問わず、環境に配慮した事業経営への意識が高まり、技術開発等によって、より環境性能の高い製品や環境負荷の少ないサービスの提供が進んでいます。
- ◇環境配慮に取り組む企業・事業者や環境配慮の製品・サービスを評価・認証する制度が積極的に活用され、消費者の賢い選択にもつながっています。

第4章 具体的な取組

具体的な取組は、前章に掲げる目指す姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を実現するため、令和6(2024)年度までに実施する重点的な取組です。

4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」で構成し、それぞれ「重点プログラム」を掲げ、努力目標としての「指標」を設定します。

基本目標Ⅰ 気候変動対策（緩和・適応）の推進
重点プログラム：28 指標：15

基本目標Ⅱ 循環型社会の形成
重点プログラム：21 指標：10

基本目標Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出
重点プログラム：19 指標：9

基本目標Ⅳ 自然と共生した社会の形成
重点プログラム：16 指標：6

横断的な視点Ⅰ 環境の未来を支える担い手づくり
重点プログラム：10 指標：3

横断的な視点Ⅱ 環境の未来を創る経済振興
重点プログラム：13 指標：4

基本目標：目指す姿の実現に向けた施策の柱

横断的な視点：基本目標を進める上での土台

重点プログラム：基本目標・横断的な視点に沿って重点的に進める取組

指標：取組による達成目標、重点プログラムの進捗を評価するための
数値目標

【第3章目指す将来の姿と、基本目標・横断的な視点の関係】

<目指す将来の姿>

○気候変動対策が進んでいる社会

○資源循環の仕組みが構築された社会

○安全・安心な生活環境に囲まれた社会

○自然と共生した社会

○環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や
関わりのもと、誰もがより良い環境で暮らす社会

<取組>

→ 基本目標Ⅰ

→ 基本目標Ⅱ

→ 基本目標Ⅲ

→ 基本目標Ⅳ

→ 横断的な視点Ⅰ・Ⅱ

基本目標

I 気候変動対策（緩和・適応）の推進

地球温暖化防止の取組をさらに進めるため、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進のほか、脱炭素社会に向けたライフスタイルの定着、森林保全等による吸収源対策などに取り組むとともに、気候変動影響の被害を回避・軽減する適応策についても、具体的な取組を進めます。

【再生可能エネルギーの導入推進】

●情報の発信と地域資源を活かした取組の推進

関係団体や事業者等と連携しながら、再生可能エネルギーの導入・活用について研究するとともに、セミナーや研修会を通じて、最新の動向や先進的な取組事例など、広く情報の発信・共有を図ることで、再生可能エネルギーの導入等を促進します。

また、中山間地域をはじめとする県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、市町村やNPO等の小水力発電の導入を支援します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
県内の再生可能エネルギー導入量 (GWh)	4,452	5,116

●太陽光発電の導入促進

晴れの国の特長を生かした太陽光発電については、屋根置き等の自家消費型の利用や、災害時・緊急時の非常用電源としての有効性にも着目しながら、今後、家庭・事業者や地域等において一層の導入が進むよう、安全で安心な生活や環境に配慮した取組を促進します。

●木質バイオマスのエネルギー利用促進

未利用間伐材等を利用した木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーなどによるエネルギー転換が促進されるよう、木質バイオマスの安定供給に向けた取組を促進します。

●地域ぐるみで進める再生可能エネルギーの導入

地域の特性や資源を活かした再生可能エネルギーの導入等により、**エネルギー自給率**や**地域レジリエンス（災害に対する強靱化）**の向上など、地域の課題解決を図る市町村の取組を拡げていきます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
脱炭素地域づくりに取り組む地域の数 [※] (箇所、累計)	11	24

※県の補助事業を活用して取り組んだ地域の数

【省エネルギーの推進】

●省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大

インターネットでの情報発信等を通じ、長期優良住宅、住宅リフォーム、住宅の性能（省エネルギー性等）を評価する住宅性能表示制度などの認知度の向上、建築物省エネ法に基づく省エネ措置の届出制度等の周知を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発します。また、セミナー等を通じて、県内建設業者や県民のZEH等の省エネ住宅に係る理解度向上に努めます。

●省エネルギー型機器等の普及拡大

市町村と連携しながら、蓄電池や高効率機器の導入を進めるとともに、冷蔵庫やエアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すほか、HEMS等を活用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
省エネルギー型機器等の住民向け 補助に取り組む市町村数 (市町村)	20	27

●オフィスビル等の省エネルギー化の推進

建築物の新築時等に合わせて、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務や省エネ措置の届出制度等の周知を図るとともに、有効な整備手法等の導入を促し、建築物の省エネルギー化を推進します。また、BEMSなどの導入による運用面での省エネルギー化や、ZEBによる建物のエネルギー収支ゼロ化の働きかけも進めていきます。

●県有施設等の省エネルギー化の推進

省エネ性能の高い設備・機器への切替えや、合理的・効率的なエネルギー利用と管理・運用の改善、改修等による断熱性能の向上など、省エネ対策の一層の推進を図るとともに、再生可能エネルギーの計画的な導入を進めます。

県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量は、県エコ・オフィス・プランで令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で50%削減(62,828t-CO₂)を目指すこととしており、さらなる削減に努めます(令和5(2023)年度実績84,083t-CO₂)。

プログラム区分を【温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進】から【省エネルギーの推進】に変更

●空港脱炭素化の推進

岡山桃太郎空港及び岡南飛行場それぞれにおいて、空港関係事業者が一体となって、照明や航空灯火のLED化、車両のEV化、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入などを進めることにより、空港の脱炭素化を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
岡山桃太郎空港の航空灯火のLED化率 (%)	11	70

【脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進】

●アースキーパーメンバーシップ制度の推進

県民・事業者をあげて地球温暖化防止活動を推進するため、省エネ等による環境負荷低減に向けた目標に自ら取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、県が会員の活動を支援します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
アースキーパーメンバーシップ会員数 (人・事業所、累計)	15,535	18,000

●デコ活の推進

クールビズ・ウォームビズのさらなる浸透・定着をはじめ、家庭や職場での脱炭素社会の実現に向けた行動変容、ライフスタイルの転換を促す「脱炭素につながる新しい暮らしを創る国民運動」(愛称:デコ活)が広がるよう、積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促していきます。

●エコドライブの推進

自動車関連団体とも連携しながら、やさしい発進を心掛けたり、不必要なアイドリングをしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
エコドライブ宣言者数 (人、累計)	43,062	50,000

●地球に優しい移動手段の選択

「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)の広報啓発や、自転車や公共交通機関を利用した通勤などに国等と連携して取り組む「スマート通勤おかやま」、「ノーマイカーデー」の設定による県職員等のマイカー利用の自粛などの率先行動により、県民等の自動車の利用抑制に取り組めます。

また、バス事業者で実施されている環境定期券等の広報啓発等により、公共交通の利用を促進します。

【環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進】

●電気自動車等の普及促進

走行中にCO₂を排出しないなど、環境性能の高いEV(電気自動車)をはじめ、PHEV(プラグインハイブリッド車)、FCV(燃料電池車)について、魅力発信を行います。また、EVを安心して利用できる環境を整備するため、法人等が行う充電設備の設置を支援します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
電気自動車等の普及台数 (台、累計)	11,777	29,200

●県公用車へのエコカーの率先導入

従来の自動車に比べ、環境性能が高いエコカーについて、岡山県グリーン調達ガイドラインに基づき、県公用車への率先導入に努めます。

●信号灯器のLED化の推進

従来の電球式信号灯器に比べ、消費電力が約1/4となるLED式信号灯器の設置を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
信号灯器のLED化率 (%)	82.0	100

●道路交通の円滑化の推進

交通渋滞を緩和し、人や物のスムーズな移動を確保するため、現道の拡幅による交通容量の拡大やバイパスの整備による交通量の分散など、効率的・効果的な道路整備等の推進を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
主要渋滞箇所における対策実施箇所数 (箇所)	24	34

【温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進】

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出削減

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を適切に運用し、県内の温室効果ガス大量排出事業者の削減計画及びその実績を公表し、事業者の自主的な温室効果ガス排出抑制を推進します。

指標	現状※ 令和5年度 (2023年度)	努力目標※ 令和10年度 (2028年度)
岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量 (万 t-CO ₂)	3,413	2,882

※ 現状：令和4(2022)年度実績 努力目標：令和9(2027)年度実績

●フロン類の排出抑制の推進

オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使用している第一種特定製品（業務用エアコン及び冷蔵冷凍機器）の管理者（所有者等）に対し、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時等のフロン類回収など管理者の義務について周知・徹底するとともに、第一種フロン類充填回収業者に対し、第一種特定製品に係るフロン類の適切な充填及び回収を指導しフロン類の排出抑制を図ります。

●市町村の脱炭素化の支援

県と市町村で脱炭素に関する会議を開催し、国等の補助金に係る情報共有や市町村間の情報交換の場を提供するとともに、市町村が行う脱炭素に向けた地域づくりの取組を後押しするなど、市町村の脱炭素化を支援します。

また、岡山県内市町村の地域特性を活かし、地方創生・脱炭素社会を実現するべく、県内の産学金官が連携し、各地域の取組を積極的にサポートします。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定済の市町村数 (市町村)	12	27

●公益的機能をも高めるための森林整備の推進

森林の持つ公益的機能（地球温暖化防止を含む）を十分に発揮させるため、林業経営に適した人工林においては、間伐や伐採跡地への少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営に適さない人工林は管理コストの低い針広混交林へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。

指標	現状* 令和5年度 (2023年度)	努力目標* 令和10年度 (2028年度)
再造林面積 (ha)	149	880

※ 現状：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の平均 努力目標：令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の累計

●県民参加による森づくりの推進

県民参加の森づくり活動の拠点となる「おかやま森づくりサポートセンター」の運営を通じて、森林ボランティア団体等の森林保全活動を促進します。

また、活動可能な森林の情報や支援内容など、森づくり活動に取り組む企業等が求める情報を広く発信するとともに、活動対象森林を拡充するなど受入体制の整備を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
森づくり活動への参加企業数 (企業、累計)	29	34

●都市緑化等の促進

都市緑化は、ヒートアイランド対策や建物の省エネルギー対策として着目されていることから、制度や全国の事例に関する情報提供等を通じ、建築物の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層促進します。

【気候変動への適応】

●適応計画の推進

気候変動に対処し、県民の生活や、経済・社会の持続的な発展を図るため、岡山県気候変動適応センターを中心として地域気候変動適応計画に沿った着実な情報収集や啓発資材を活用した普及啓発に取り組みます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
気候変動適応の普及啓発に係るイベント数 (回)	3	3

●自然災害に対する適応の取組

気候変動による激甚化・頻発化する自然災害に対して、県民の防災意識の向上を図り、事前防災・減災対策を推進します。

また、河川、下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、雨水貯留浸透施設の整備や用水路の事前水位低下など、流域全体で水害を軽減させる流域治水の取組を推進します。

指標	現状* 令和5年度 (2023年度)	努力目標* 令和10年度 (2028年度)
スマホアプリ等を通じて防災情報を入手する 県民の割合 (%)	31.8	40

※ 現状：令和2(2020)年度～令和5(2023)年度の平均値 努力目標：令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の平均値

●農林水産業における適応の取組

気候変動による影響や事象の把握に努め、高温耐性に優れた新品種等の育成や高品質安定生産に必要な新技術の開発を進めるとともに、その普及を推進します。

●健康に関する適応の取組

熱中症による救急搬送人員や死亡者数を減少させるため、効果的な普及啓発や情報提供を行うなど、庁内の関係部局で連携して熱中症対策を推進します。

●自然生態系分野における適応の取組

気候変動は、生態系に変化をもたらす大きな要素の一つであることから、岡山県野生生物目録の情報整理、情報収集及び基礎調査により、県内の生態系や種の変化の把握に取り組むとともに、レッドデータブックの発行等を通じて、県民の気候変動への適応に対する意識啓発等に努めます。

Ⅱ 循環型社会の形成

資源循環等により環境への負荷を可能な限り抑える“循環型社会”の形成に向け、キャンペーン等を通じた意識の醸成や実践行動への働きかけ、3Rの促進、廃棄物の適正処理の推進などに取り組むほか、災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、地域ごとの体制づくりを支援する取組を進めます。

【循環型社会実現に向けた意識改革と実践】

●「おかやま・もったいない運動」の推進

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

また、「岡山県エコ製品」「岡山エコ事業所」の認定・周知に努め、県内のグリーン購入の普及拡大や環境にやさしい企業づくりを推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
岡山県エコ製品の認定品目数 (品目、累計)	363	370
岡山エコ事業所の認定件数 (件、累計)	274	280

●食品ロス削減の推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」については、消費者、事業者、行政の各主体の役割を明確にするとともに、現状や削減の必要性について認識を深め、具体的な行動の実践につながるよう啓発を行います。

また、未利用食品を**提供したい事業者**と**フードバンク**をつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」等を通じて、事業系食品ロスの削減を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合 (%)	72.5	80以上

●循環資源マッチングシステムの利用促進

循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う「循環資源マッチングシステム」の利用を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
循環資源登録数 (件、累計)	574	620

【海ごみ対策の推進】

●海ごみ対策の推進

瀬戸内海のごみの多くは、内陸部で発生したごみが河川などを通じて流入する生活系のごみであることから、市町村や経済団体等と連携したキャンペーン等を展開し、より一層県民意識の醸成と実践行動の促進に努めます。

また、海底ごみの回収について、漁業関係者等の協力を得ながら効率的な方法の検証を進め、新たな仕組みづくりを検討します。

さらに、瀬戸内オーシャンズXやボランティア団体など、県内外の多様な主体と連携し、瀬戸内海のごみを減少に転じさせることを目指します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
海ごみ削減キャンペーン等によるごみの回収量 (t)	92	120

●プラスチック3Rの推進

海洋プラスチックごみ問題など、環境に及ぼす影響が世界的な課題となっているプラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供、取組事例の共有を図ることにより、プラスチック3R等に向けた主体的な取組を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
おかやまプラスチック3R宣言事業所登録数 (事業所、累計)	1,325	1,800

【一般廃棄物の3Rの推進】

●循環型社会づくりに向けた処理システムの構築

循環型社会づくりに向けて、市町村が行う一般廃棄物処理事業については、廃棄物の排出抑制、循環的利用とともに、適正かつ効率的に処分される処理システムとして構築される必要があり、費用負担の公平化や住民の意識改革に資するごみ処理の有料化など、地域の実情に応じた効果的な取組に関する助言等の技術的援助を行います。

●ごみの分別収集の徹底

市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底に向けた助言のほか、生ごみや廃食用油等の分別収集に関する仕組みの導入など先進的な自治体の取組、家電品の回収体制の構築等について情報提供を行います。

●リサイクル関連法の周知・徹底

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法及び資源有効利用促進法の趣旨・目的を踏まえた一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

指標	現状 ^{※2}	努力目標 ^{※2}
	令和5年度 (2023年度)	令和10年度 (2028年度)
一般廃棄物の排出抑制・資源化率 ^{※1} (%)	96.7	97

※1 「循環型社会づくりに向けた処理システムの構築」、「ごみの分別収集の徹底」、
「リサイクル関連法の周知・徹底」に共通する指標

※2 現状：令和4(2022)年度実績 努力目標：令和9(2027)年度実績

【産業廃棄物の3Rの推進】

●排出事業者に対する指導・助言

産業廃棄物の多量排出事業者が作成する廃棄物処理計画や実績報告への指導・助言、ホームページでの公表により、排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化の取組を促進します。

●リサイクル関連法の周知・徹底

建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び食品リサイクル法の関係事業者に対し、制度の周知や法令遵守の徹底等を行い、産業廃棄物の適正処理及び3Rを推進します。

指標	現状 ^{※2} 令和5年度 (2023年度)	努力目標 ^{※2} 令和10年度 (2028年度)
産業廃棄物の排出抑制・資源化率 ^{※1} (%)	95.9	97

※1 「排出事業者に対する指導・助言」、「リサイクル関連法の周知・徹底」に共通する指標

※2 現状：令和4(2022)年度実績 努力目標：令和9(2027)年度実績

●3R等に関する広域ネットワークの形成

中四国圏域を中心とした3R等に関する新技術やビジネスモデル等の情報提供、マッチングの実施、展示商談会の開催などにより、県境を越えた広域的な3R等のネットワーク形成を図ります。

●公共工事に係る廃棄物の再資源化

県の工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材廃棄物に建設汚泥を加えた建設廃棄物の再資源化に努めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
建設廃棄物（アスファルト・コンクリート塊、 コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥）の 再資源化率 [※] (%)	99.5	100

※ 県土木部が発注する工事が対象

●循環型社会形成推進モデル事業の推進

先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業（地域ミニエコタウン事業）を推進します。

【廃棄物の適正処理の推進】

●一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が進むよう、市町村に対し、助言等の技術的援助を行うとともに、国の循環型社会形成推進交付金等制度の活用を働きかけていきます。

●産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導

排出事業者や処理業者への立入検査等により、法令遵守を徹底し産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対しては改善命令や許可取消等の行政処分はもとより警察とも連携して厳正に対処します。

●PCB廃棄物の計画的な処理の推進

PCB廃棄物の保管・処分状況を把握し、保管事業者等に適正な保管及び処分期限までの処分を指導し、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理を推進します。

●農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進

果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等で使用されたビニール資材などの農業用使用済みプラスチックについて、市町村、農協等の関係団体と連携し、地域における回収・処理体制の一層の充実と、リサイクル処理を主体とした適正処理の推進を図ります。また、プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止対策の周知と代替肥料の現地実証や普及拡大を進めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率 (%)	27.8	40

●産業廃棄物の広域的な移動に対する対応

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われており、特殊な処理技術を要する産業廃棄物も多く、他県との調整を図りながら的確な対応に努めます。また、県外から県内に搬入される産業廃棄物の実態の把握、適正処理の確保等に努めます。

【不法投棄等の根絶と環境美化の推進】

●不法投棄等の防止と早期発見

産業廃棄物監視指導員による日常的な監視パトロールや、夜間休日監視や上空監視等の徹底した監視、不法投棄110番の設置等により、不法投棄等の防止と早期発見に努めます。

●地域の活動の促進

私たちの暮らすまち、山、海などが、きれいで美しい地域として保たれるよう、環境保全団体や民間ボランティア団体等によるポイ捨てごみ等の清掃活動や花いっぱい活動などの環境美化活動を促進します。

【災害廃棄物に対する備え】

●円滑な処理体制づくり

大規模地震や風水害等による多量の災害廃棄物の発生に備えて、災害廃棄物処理計画に基づき、国、市町村、関係事業者団体、他の都道府県等との協力・支援体制の整備のほか、職員の対応力強化等を進めながら、円滑な処理体制の構築に努めます。

Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出

大気や水などの生活環境の安全・安心を守るため、PM2.5対策をはじめ、児島湖や瀬戸内海の再生、工場への指導等を通じた土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭の防止、アスベストやダイオキシン類等の有害化学物質による環境汚染の防止、環境放射線の監視など、様々な対策を講じます。

【大気環境の保全】

●工場・事業場対策の推進

ばい煙発生施設などを設置する工場・事業場への立入検査の実施等により、排出基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、処理施設の改善や燃料・原料対策、揮発性有機化合物の削減対策、水銀等の排出対策についても指導します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
工場・事業場の排ガス基準適合率 (%)	100	100

●光化学オキシダント対策の推進

光化学オキシダントは、日差しが強く、気温が高くなる夏期に濃度が上昇しやすくなります。このため、特に夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、監視体制の強化や光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
オキシダント情報等メール配信登録者数 (人、累計)	21,288	26,000

●微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

PM2.5に関する正確な情報の提供に努め、PM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される場合は、県民に対する注意喚起を行います。

また、PM2.5の原因の一つである稲わらの野焼きを減らすため、稲わらを焼かずにつき込むなどの有効利用を促します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
PM2.5環境基準達成率 (%)	100	100

●ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進

環境負荷低減条例に基づき、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減指導を行うとともに、低公害車や最新規制適合車への代替を促します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
ディーゼル自動車粒子状物質対策済率※ (%)	84.9	90

※ 岡山県環境負荷低減条例の報告義務事業者における値

【水環境の保全】

●生活排水対策の推進

クリーンライフ100構想等に基づき、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、下水道への接続及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の啓発等、計画的かつ総合的な対策を進めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
汚水処理人口普及率 (%)	89.0	93.1

●工場・事業場対策の推進

特定事業場の立入検査等により排水基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、必要に応じ、排水処理方法の見直し等も指導し、汚濁負荷量の削減を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
工場・事業場の排水基準適合率 (%)	96.5	98

【児島湖水質保全対策の推進】

●児島湖再生の推進

児島湖に係る湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため、関係機関、関係団体等との緊密な連携により、各種事業の円滑な推進を図ります。

また、環境保全活動団体や大学等との協働により、清掃活動や研究等を推進し、児島湖に関する様々な事業を効果的に展開します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
児島湖の透明度 (m)	0.7	0.8
環境用水の取水量 (m ³ /s)	0	2.4

●児島湖流域下水道事業の推進

児島湖の水質保全と快適な生活環境の創出のため、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図るとともに、児島湖流域下水道浄化センター処理施設の老朽化対策や耐震化を計画的に推進します。

【瀬戸内海の保全と再生】

●沿岸域の環境の保全、再生及び創出

良好な海域環境や水産資源の維持に資するほか、大気中のCO₂の吸収・固定の役割を担うブルーカーボン生態系であるアマモ場等の保全及び再生の取組を支援します。また、栄養塩管理手法の効果を検証しながら、漁場環境の改善による資源回復を図り、水産資源の持続的な利用を推進します。

また、海域環境の悪化原因ともなっている海ごみをなくすための取組を、関係者一体となって推進するほか、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行います。

●水質の保全及び管理

瀬戸内海の水質環境基準を達成するため、下水道の整備等による生活排水対策、事業場に対する総量規制基準の遵守徹底等による産業排水対策など、総合的な発生源汚濁負荷量の削減を図ります。

また、湾・灘等ごと季節ごとにおける漁業、海域環境の特性や実態に応じた水質の管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進します。

●瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全

鷺羽山、金甲山、王子ヶ岳、渋川海岸、笠岡諸島等の地域など、指定90周年を迎えた瀬戸内海国立公園の優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底等を図ります。

また、緑地等や自然景観と一体となった史跡、名勝、天然記念物等の保全などにより、市町村と連携して瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努め、来るべき指定100周年につなげます。

●水産資源の持続的な利用の確保

水産資源は生態系の構成要素で、限りあるものであるという考えに従い、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を実施するように努めます。

また、資源増大を図るため、種苗の放流などによる栽培漁業のほか、漁業者が取り組む網目の拡大や一定の大きさに満たない小さな魚の再放流などの資源管理型漁業を漁業団体等と一体となって推進します。

さらに、遊漁によって資源への影響が危惧される魚種もあることから、遊漁者に対して資源管理型漁業の取組や漁場利用のルール等を周知します。

【騒音・振動・悪臭の防止】

●道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策

環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道や新幹線鉄道沿線、空港周辺の環境調査を実施します。また、道路の新設・改良に当たっては低騒音舗装の敷設に努めるなど、騒音等の防止対策を促進します。

●騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定

町村区域の騒音については、土地の利用状況等を勘案して環境基準の類型を当てはめており、関係機関と協議し、順次、類型の当てはめを行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。

【土壌・地下水汚染の防止】

●工場・事業場対策の推進

工場及び事業場への立入検査等により、水質汚濁防止法に基づく構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施を指導するなど、有害な物質の漏えいによる土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

【有害化学物質による環境汚染の防止】

●有害大気汚染物質対策の推進

ダイオキシン類やベンゼン等の環境中の濃度を的確に把握するとともに、発生源に対する指導を通じて排出抑制を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
有害大気汚染物質等の環境基準及び 指針値達成項目数 (個)	15	16

●化学物質環境モニタリングの実施

PFASなど残留性の高い化学物質について、環境調査を実施することにより、環境中の存在状況を把握し、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の集積に努めます。

●アスベスト対策の推進

アスベストの飛散防止を図るため、建築物等の解体現場への立入検査や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施します。

【環境放射線の監視】

●環境放射線の監視測定の実施

人形峠環境技術センター周辺の環境を保全・監視するため、同センターや探鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場周辺等の環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するとともに、放射線に関する知識の普及に努めます。

また、県内の環境放射線量を監視するため設置している5箇所のモニタリングポストによる測定結果についても情報提供を行います。

IV 自然と共生した社会の形成

人と自然が共生した社会を目指し、自然公園の保護や魅力向上による利用促進、希少野生動植物など野生生物の保護と管理、体験や学習等を通じた自然とのふれあいの推進、里山の保全やみどりの創出など、本県の豊かな自然や優れた景観を守り、親しみ、次代へつないでいく取組を進めます。

【自然公園等の保護と利用促進】

●自然公園等の魅力向上に向けた取組

本県における豊かな自然や優れた景観を保護するとともに、国の国立公園満喫プロジェクトと連携して自然公園の魅力向上や利用促進を図ります。

指標	現状※ 令和5年度 (2023年度)	努力目標※ 令和10年度 (2028年度)
自然公園利用者数 (万人)	950	1,140

※ 現状：令和4(2022)年実績 努力目標：令和9(2027)年実績

●自然と調和した開発の指導

大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価手法の活用や自然保護協定の締結を求めることにより、希少野生動植物の保護のほか、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。

【野生生物の保護と適正な管理の推進】

●レッドデータブックの充実と活用

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、情報収集及び基礎調査を進め、最新の情報を確保します。

また、開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、レッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

●希少野生動植物の保護

岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、指定希少野生動植物保護巡視員をはじめとした多様な主体と連携し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

●鳥獣保護対策の推進

鳥獣保護区等について、指定の趣旨に沿って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護に努めます。

また、鳥獣保護管理員等との連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、鳥獣保護センターを活用して傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

●特定鳥獣保護・管理対策の推進

ツキノワグマについては、人とクマとのすみ分けを図るゾーニング管理により、地域個体群の維持を図りながら、県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し被害防止対策に取り組みます。里地・里山の荒廃が人の生活圏への出没の一因であると考えられることから、市町村と連携して、その整備にも努めます。

一方、農林業被害を及ぼすニホンジカ及びイノシシについては、管理計画に基づき、個体数の調整及び被害防除対策等を総合的にを行います。

●狩猟者の確保

猟友会等と連携した被害防止対策にかかるセミナーの開催や将来の就農者への狩猟免許取得に向けた研修を行い、鳥獣管理の担い手となる狩猟者の確保・育成に努めます。

●外来生物に関する普及啓発等の推進

ホームページや研修会、講師派遣等を通じ、外来生物の影響や防除等について、啓発を行うほか、自然保護推進員等と連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

また、深刻な人身被害を引き起こすヒアリ等をはじめとした特定外来生物については、国や市町村と連携し、定期的な調査を行うとともに、防除や侵入防止に取り組みます。

【自然とのふれあいの推進】

●自然環境学習等の推進

子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊やこどもエコクラブ等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。

また、優れた里山環境を有する自然保護センター等を活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進するとともに、自然環境学習の指導者やリーダーとして活動できる人材の育成に努めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
自然保護センターの利用者数 (人)	37,818	41,000

●自然とふれあえる体験の場や機会の充実

行政や民間団体、地域住民等の参加と連携の下、自然観察会等の自然環境学習、植樹や育樹活動等の林業体験などの自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに、情報の収集と提供に努めます。

また、長距離自然歩道や自然公園施設等については、点検を基に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるよう、施設の適切な管理を行うことで、利用の促進を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
長距離自然歩道の利用者数 ^{※1} (万人)	131	168
身近な自然体験プログラムの参加者数 ^{※2} (人)	38,873	30,100

※1 現状:令和4(2022)年実績 努力目標:令和9(2027)年実績

※2 現状:令和2(2020)年度~令和5(2023)年度の平均値 努力目標:令和7(2025)年度~令和10(2028)年度の平均値

【里地・里山の保全】

●農地・農業用水等の保全

人々の心に安らぎと潤いを提供している農村空間の環境を保全するため、農業者だけでなく、地域住民等も含めた多様な主体の参加と協働による、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理や、生態系保全、景観形成等の活動を支援します。

●都市と農村との交流推進

移住・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」において、農作業体験などの交流イベントについて市町村と連携して情報発信し、都市と農村の交流を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
移住・定住ポータルサイト 「おかやま晴れの国ぐらし」へのアクセス数 (件)	257,111	280,000

【水とみどりに恵まれた環境の保全と創出】

●森林の整備による快適な環境の保全

木材の利用期を迎えている人工林において、主伐や利用間伐による木材生産と併せて、伐採跡地に少花粉苗木による再造林を推進し、人工林資源の回復を図ります。自然条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、管理コストの低い針広混交林等へ誘導するとともに、間伐の遅れた人工林の解消を図ります。

また、第74回全国植樹祭の開催理念を引継ぎ、「伐って・使って・植えて・育てる」林業サイクルを活性化させるとともに、県民に参加いただく森づくり活動を推進するなど、森林を守り育てる機運の醸成を図ります。

指標	現状※ 令和5年度 (2023年度)	努力目標※ 令和10年度 (2028年度)
少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの面積 (ha)	137	800

※ 現状：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の平均 努力目標：令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の累計

●都市と近郊のみどりの創出

自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備を関係団体と連携して進めます。

●緑化活動の推進

第74回全国植樹祭の開催を契機に高まった県民の緑化意識のさらなる醸成を図りながら、関係団体と連携し、みどりの少年隊の育成強化や緑の募金に取り組むなど緑化活動を推進します。

●生物多様性の保全

ネイチャーポジティブの実現に向け、普及啓発や機運醸成を図りながら、国、市町村、企業、県民等と連携し、里地里山や企業緑地等の身近な自然の確保など、地域における生物多様性の保全のための活動を推進します。

横断的な視点

I 環境の未来を支える担い手づくり

環境の未来は、現在の取組の積み重ねの結果であることから、環境保全の取組が、世代や立場を越えたあらゆる主体の参加と協働の下で進められるよう、体験型の環境学習や環境教育のさらなる充実をはじめ、それらを担う指導者の育成や、関係者間の連携・ネットワークの場の提供、地域活動等の自主的な取組への支援など、担い手づくりに取り組みます。

【協働による環境保全活動の促進】

●環境パートナーシップの形成促進

岡山県地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進します。

●地域課題解決型ビジネスの支援

環境問題など、地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するビジネスの育成を図るため、支援機関相互の連携を図り、効果的な支援策を実施します。

●アダプト事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動（アダプト事業）を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

●イベント等のエコ化の推進

企画段階からイベントの環境配慮事項をチェックする「グリーンイベントガイドラインおかやま」の周知と登録促進を図りながら、自然環境への配慮やごみの削減・リサイクル、公共交通機関等の利用促進など、イベントのエコ化を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
グリーンイベント登録数 (件)	13	30

【環境学習・環境教育の充実】

●環境学習の機会の提供

自ら進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりのため、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、環境学習出前講座などを通じて、特に体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習の機会を提供します。

また、廃棄物処理施設や再生可能エネルギー関連施設など環境関連施設を訪問し、見学・体験するツアーを実施します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
環境学習出前講座・環境学習エコツアー参加人数 (人)	20,988	20,000 以上

●子どもたちの環境活動への支援

子どもたちが、身近な環境問題について幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成できるよう、緑の少年隊の活動支援やこどもエコクラブとの連携、県独自イベントなどの活動を通じ、地域における子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援します。

●スーパーエンバイロメントハイスクールの指定

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など、環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気づき、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

●環境学習指導者の育成・活用

環境NPO等の団体や学校、企業、行政等、様々な主体で構成する環境学習協働推進広場において、環境学習に係る意見交換等を進めながら、相互の連携を深めるとともに、研修事業等により地域社会において環境学習を担う人材を育成します。また、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
環境学習指導者登録数 (人)	105	105

【景観の保全と創造】

●地域の特色を活かした良好な景観形成の推進

「晴れの国おかやま景観計画」に基づき大規模行為やモデル地区内での届出行為に対し適切に指導を行い良好な景観の形成を推進します。また、連絡会議等により市町村との連携強化を図り、最も住民に身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色を活かしたきめ細かな景観形成が推進されるよう、各市町村の実態等を踏まえつつ景観行政団体への移行を促します。

●快適な生活環境の保全

美観や清潔さが保たれた快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄や光害などの防止に向けた取組を、市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と協働して推進します。

II 環境の未来を創る経済振興

世界の潮流や全国的な動きも捉えながら、県内においても、経済の成長・発展と環境の保全の両立が図られるよう、環境関連分野の新技术や研究開発に取り組む事業者への支援や、環境と好循環する農林水産業の振興、環境負荷の少ない経営を認証する制度の普及促進などの取組を進めます。

【経済成長と環境負荷低減の両立】

●中小企業の新エネルギー設備導入等の支援

岡山県中小企業者向け融資制度により、県内中小企業者等の公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置等に必要な資金を融資します。

●脱炭素関連分野に関する新技术等の研究開発の支援

今後成長が見込まれる脱炭素関連分野に関する新技术・新製品の研究開発を促進し、県内企業の成長を図ります。

●電気自動車等の普及と技術開発

再生可能エネルギーの高度利用につながるとともに、身近な生活シーンで使用でき、再生可能エネルギーの意義であるCO₂削減効果などの理解にも役立つ電気自動車等については、EVシフトに向け、その普及と技術開発を推進します。

●循環型産業クラスターの形成

循環型社会の形成のため、今後の成長が見込まれる環境関連分野において、産学官連携による広域的なネットワークを形成するとともに、競争力のある製品の研究開発と企業による事業化を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
循環型産業クラスター形成促進事業を活用した製品開発等への取組の数 (件、累計)	56	71

●木質バイオマス由来の新素材の活用推進

未利用間伐材や製材端材等の木質バイオマスを原料とするセルロースナノファイバーなどの植物由来新素材の用途開発を進め、バイオマス関連産業の創出を図ります。

●コンビナートの脱炭素化・高効率化の推進

水島コンビナートでは、企業間の高度な連携を進め、コンビナート全体として最適な資源の有効利用、脱炭素エネルギーの導入、炭素循環マテリアルの供給等によるCO₂排出量削減等のカーボンニュートラルに関する活動に取り組めます。また、水島港のカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を推進します。

●脱炭素経営に向けた支援

中小企業等の脱炭素経営支援のため、事業者への専門家派遣による省エネ相談等を働きかけるとともに、金融機関や経済団体等の支援機関に向けたセミナー等を開催するなどして、事業者等への脱炭素経営に向けた支援を進めます。

【環境と好循環した農林水産業の振興】

●環境保全型農業の推進

将来にわたって農林漁業の持続的発展と食料の安定供給を確保する必要があることから、国際水準以上の有機農業の取組の拡大や温室効果ガスの排出削減を図るなど、農林漁業に由来する環境負荷の低減に努めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
国際水準以上の有機農業の取組面積 (ha)	176	250

●魅力ある林業の実現

森林経営の集約化や、林道等生産基盤の整備を行うことにより、持続可能な魅力ある林業の実現を図ります。

また、木材・木質バイオマスの利用推進により県産材の需要拡大を図り、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進します。

【環境に配慮した事業者の育成・拡大】

●環境マネジメントシステムの普及拡大

環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の認証取得者には、公共工事や物品調達等での入札参加資格において優遇措置を講じるとともに、優良産廃処理業者認定制度の優良認定項目となっていることを周知します。併せて中小企業等も取り組みやすいエコアクション21認証・登録の支援等を通じて、県内事業者への普及拡大を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
エコアクション21認証・登録事業者の数 (事業者、累計)	125	150

●事業者による環境コミュニケーションの推進

環境に関する正しい知識などの情報をホームページやガイドブック等により提供するとともに、事業者向けセミナーを開催することにより、事業者による環境コミュニケーションを推進します。

●環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度（環境アセスメント）については、環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施します。

●「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進

毎年度、新たな製品等に対応した岡山県グリーン調達ガイドラインを定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を設定している品目のうち目標を達成した品目の割合 (%)	90	100

第5章 計画の進め方

1 推進体制

(1) 連携・協働の体制

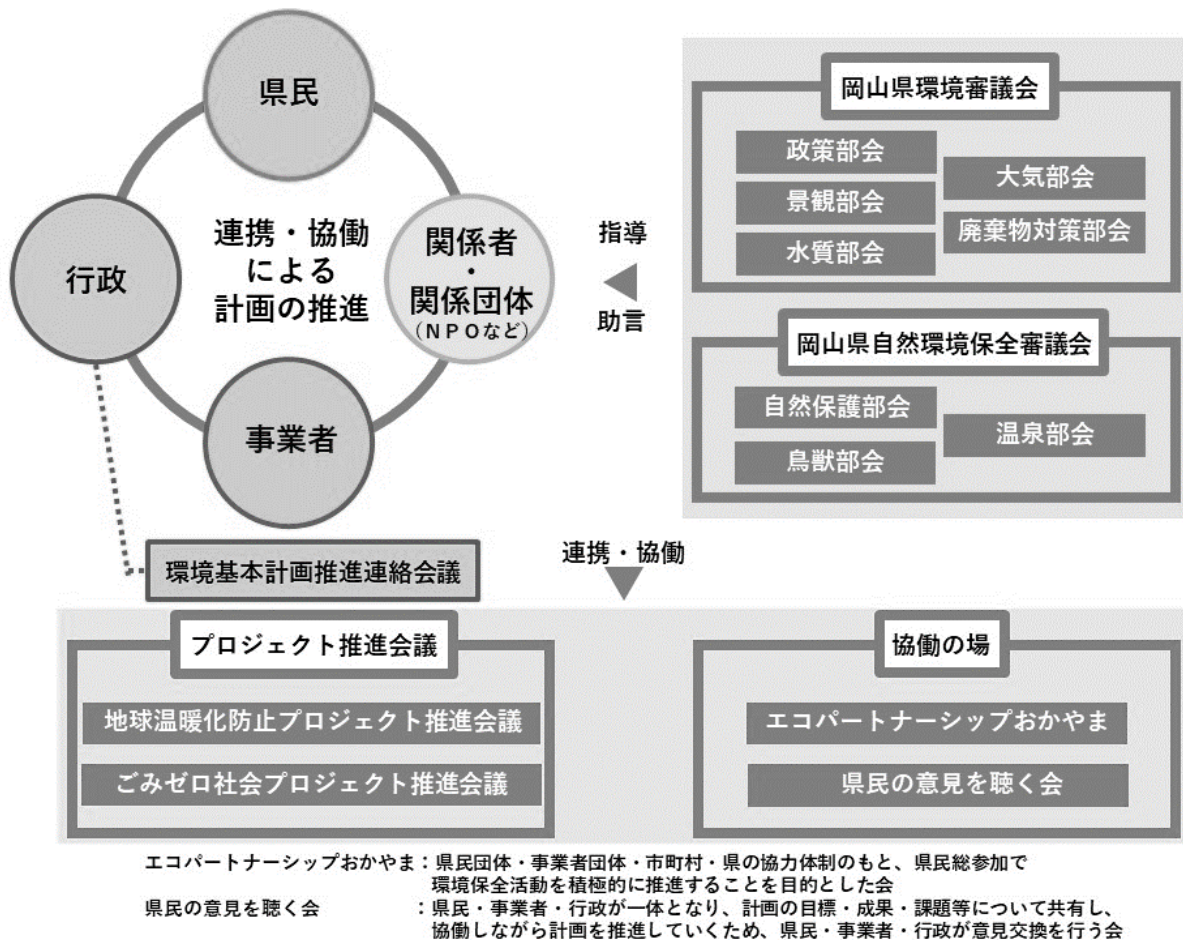
県民、事業者、関係者・関係団体、行政などあらゆる主体が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有するとともに、関係団体間のネットワーク化も図りながら、“参加と協働”により計画を推進します。

そのため、県民、NPOなどの各種団体、事業者等の参加の下で意見交換を行う会議を定期的開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民や事業者、有識者、行政等が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」「ごみゼロ社会づくり」などについては、関係者により構成されるプロジェクト推進会議を中心に、強力な推進を図ります。

また、ますます複雑化・多様化する環境問題に対応するため、県庁内の部局横断組織である「環境基本計画推進連絡会議」などを通じて部局間の連携・調整を図り、行政のあらゆる分野の施策・事業において環境への配慮がなされるよう、本計画の進捗状況等を共有しながら、関連施策を推進していきます。

さらに、有識者等からなる「岡山県環境審議会」の「政策部会」において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について助言等をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します。

連携・協働の体制



(2) 進捗管理と継続的改善 ～「短期的な取組」の推進～

○PDCAによる管理

計画の推進に当たっては、Plan（計画）、Do（実施）、Check（確認・評価）、Action（見直し）のサイクルに沿って、取組の進み具合や数値目標の達成状況等を確認するとともに、県環境審議会の意見等を踏まえた見直しを随時行い、実効性を確保します。

○毎年度の公表

上記による確認・評価の結果は、毎年度、岡山県環境白書や県のホームページ等を通じて広く公表します。

公表に当たっては、県の取組の状況や成果が、できるだけ分かりやすく伝わるよう、内容のまとめ方や掲載の仕方について工夫を図ります。

○状況に合わせた改善

毎年度の確認・評価を踏まえ、また、環境保全に係る新たな課題等に応じ、適宜修正を加えるなど、改善を図りながら取組を進めます。

また、感染症の流行・拡大など、社会・経済全般に大きな影響を及ぼすような情勢の変化により、取組の推進に支障が生じる事態となった場合、あるいは、画期的な研究開発・技術革新により、取組の進め方や手法が大きく変わるような場合は、その状況を見極めながら、計画に掲げた取組や指標を見直すなど、柔軟に対応します。

(3) 計画の見直し ～「長期的な視点」の中間評価～

長期的な視点による目標年次（令和22（2040）年頃）の中間地点となる令和12（2030）年を目途に、地球温暖化の状況や環境保全に関する国内外の動き、政策の方向性など、取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行います。

その上で、必要な場合は、岡山県環境審議会にも諮りながら、長期的な視点も含め計画全般について見直すなど、適切に対応することとします。

2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫

計画に位置づけた取組の実施に当たっては、それぞれの取組が、趣旨・目的に沿って、より効果的に進められるよう、実施の形式や手段等について、従前のやり方にとらわれず、柔軟な発想で工夫するよう努めます。

具体的には、デジタル化の進展などを踏まえ、インターネットを活用した行事・イベントの開催など、取組の内容や参加者・対象者に応じた様々な手段や媒体を積極的に採り入れることを、取組ごとに検討します。